

# 宮城県公報

行 宮 城 県  
 (総務部私学文書課)  
 宮城県仙台市青葉区  
 本町三丁目8番1号  
 電話 022(211)2267  
 (毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 告 示

○公平委員会の事務の受託	(市町村課)	一
○高圧ガス製造保安責任者免状及び高圧ガス販売主任者免状に関する事務の委託	(消防課)	二
○液化石油ガス設備士免状に関する事務の委託	( ) (同)	二
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(長寿社会政策課)	二
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	( ) (同)	二
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定	( ) (同)	三
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の廃止の届出	( ) (同)	三
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の廃止の届出	( ) (同)	三
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の廃止の届出	( ) (同)	三
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	三
○県営土地改良事業の換地計画に関する地積を特に減じて換地を定め、又は換地を定めない土地としての指定	(農村整備課)	四
○保安林の指定施業要件の変更の予定	(森林整備課)	二二三
○道路の区域変更(五件)	(道路課)	二二四
○道路の供用開始(二件)	( ) (同)	二二五
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(防災砂防課)	二二六
○土砂災害警戒区域の指定	( ) (同)	三三九
○海岸保全区域の変更	(港湾課)	四一
○都市計画変更の図書の写しの縦覧(二件)	(都市計画課)	四一

ページ

○都市計画事業の事業計画変更の認可(一四件)	(下水道課)	四一
○建築士免許の取消し	(建築宅地課)	四六
○土地改良区役員就任及び退任の届出	(東部地方振興事務所)	四八
公 告		
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定	(管財課)	四八
○政府調達に関する協定の適用を受ける落札者の決定	( ) (同)	四九
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定	(循環型社会推進課)	四九
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	四九
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	(契約課)	四九
企 業 局		
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定		四九
監 査 委 員 会		
○定期監査の結果の公表		五〇
○財政的援助団体等監査の結果の公表		五三
収 用 委 員 会		
○相川沢川十三浜二号事件裁決手続開始決定		五七

## 告 示

○宮城県告示第三百三十八号

県は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十四第一項の規定に基づき、大崎市の公平委員会の事務を次の規約により受託した。

平成三十年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

大崎市と宮城県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項の規定により、大崎市(以下「甲」という。)は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務(以下「公平委員会の事務」という。)を宮城県(以下「乙」という。)の人事委員会に委託する。

(委託事務の管理及び執行の方法)

第二条 公平委員会の事務の管理及び執行については、乙の条例、規則その他の規程の定めるところによる。ただし、地方公務員法第五十二条第四項の規定による管理職員等の範囲を定める人事委員会規則は、甲について別に定める。

(委託事務に関する経費の支弁の方法等)

第三条 第一条の規定により乙が委託を受けた事務の処理に要する経費は、乙が支弁し、その費用は、甲が負担する。

(補則)

第四条 公平委員会の事務の管理及び執行に関するこの条例、規則その他の規程を制定し、改正し、又は廃止したときは、乙は、直ちに甲に通知するものとする。

2 この規約に定めるもののほか、公平委員会の事務の委託に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附則

この規約は、平成三十年四月一日から施行する。

○宮城県告示第三百三十九号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二十九条の二第一項の規定により、高圧ガス製造保安責任者免状及び高圧ガス販売主任者免状に関する事務を次のとおり委託したので、高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）第八条第二号の規定により公示する。

平成三十年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

委託先の名称	免状交付事務の内容	免状交付事務を処理する場所	委託期間
高圧ガス保安協会	高圧ガス製造保安責任者免状及び高圧ガス販売主任者免状の交付及び再交付に関する事務	東京都港区虎ノ門四丁目三番十三号	平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百四十号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三十八条の四の二第一項の規定により、液化石油ガス設備士免状に関する事務を次のとおり委託したので、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和四十三年政令第十四号）第七条第二号の規定により公示する。

平成三十年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

委託先の名称	免状交付事務の内容	免状交付事務を処理する場所	委託期間
高圧ガス保安協会	液化石油ガス設備士免状の交付、再交付及び書換えに関する事務	東京都港区虎ノ門四丁目三番十三号	平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百四十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成三十年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
〇四七三二〇一〇八七	デイサービスかつら乃遠田郡涌谷町法江百四十一番一	株式会社 Caduceus	平成三十年一月十五日

○宮城県告示第三百四十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者として、次のとおり指定した。

平成三十年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
〇四五二二八〇〇二八	登米市立豊里老人保健施設登米市豊里町土手下百四番地の一	登米市	平成三十年一月十五日
〇四七〇六〇〇六三六	介護サポートいちご倶楽部白石市福岡蔵本字樋ノ口五十四番一	有限会社バームサプライズ	平成三十年一月十五日
〇四七二二〇一六八一	はたけやま社会福祉士事務所登米市中田町上沼字大柳浦	合同会社はたけやま商会	平成三十年一月十五日

九十九番地五

○宮城県告示第三百四十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成三十年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 介護予防通所介護

介護保険事業所番号 ○四七三二〇一〇八七	事業所の名称及び所在地 デイサービスかつら乃 遠田郡涌谷町洪江百四十一 番一	事業者の名称 株式会社 Caduceus	指定年月日 平成三十年一 月十五日
-------------------------	---	-------------------------	-------------------------

○宮城県告示第三百四十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

平成三十年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 通所介護

介護保険事業所番号 ○四七〇二〇〇二七〇	事業所の名称及び所在地 有限会社井上技建めだかの 築校 石巻市蛇田字小斎八十	事業者の名称 有限会社井上技建	廃止年月日 平成三十年一 月三十一日
-------------------------	---	--------------------	--------------------------

二 福祉用具貸与

介護保険事業所番号 ○四七一五〇〇三五五	事業所の名称及び所在地 古川農業協同組合本店 大崎市古川北町三丁目十番 三十六号	事業者の名称 古川農業協同組合	廃止年月日 平成三十年一 月二十六日
-------------------------	---	--------------------	--------------------------

○宮城県告示第三百四十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条第二項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

平成三十年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号

○四七〇六〇〇四八七

事業者の名称  
NPO法人安寿 居宅介護  
支援事業所

廃止年月日  
平成三十年一  
月三十一日

○四七〇七〇〇二七九

事業者の名称  
特定非営利活動法人安寿

平成三十年一  
月三十一日

○四七〇三〇〇一九五

事業者の名称  
名取岩沼農業協同組合

平成三十年一  
月三十一日

事業所の名称及び所在地 あおば在宅センター 塩竈市野田九番六号一〇二 号室	事業者の名称 株式会社仙台在宅サビ ス	指定年月日 平成三十年二 月一日
J A名取岩沼介護センター 名取市増田一丁目十二番三 十六号	名取岩沼農業協同組合	平成三十年一 月三十一日

○宮城県告示第三百四十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

平成三十年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 介護予防通所介護

介護保険事業所番号 ○四七〇二〇〇二七〇	事業所の名称及び所在地 有限会社井上技建めだかの 築校 石巻市蛇田字小斎八十	事業者の名称 有限会社井上技建	廃止年月日 平成三十年一 月三十一日
○四七一五〇二五七五	デイサービス櫛 大崎市古川沢田字筒場十五	株式会社 SKY	平成三十年一 月三十一日

○宮城県告示第三百四十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成三十年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び 所在地	指定障害福祉サ ービスの種類	設置者名	指定年月日
-------	-----------------	-------------------	------	-------

〇四一〇二二〇四一三	就労サポートセンター 石巻市流留字二番四 六十一番地二十一	就労継続支援B 型	一般社団法人 シヤロームい しのまき	平成三十年四 月一日
〇四二二二〇一〇九	はらから蔵王塾 刈田郡蔵王町遠刈田 温泉字八山四番三百 九十五	就労移行支援	社会福祉法人 はらから福祉 会	平成三十年四 月一日

〇宮城県告示第百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三條の二の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業吉田東部二期地区について樹立する換地計画  
に關し、次の従前の土地を、地積を特に減じて換地を定め、又は換地を定めぬ土地として指定した。  
平成三十年三月三十日

一 地積を特に減じて定める土地

宮城県知事 村 井 嘉 浩

市町村名	大字	字	地番	地目	用途	地積㎡	特に減ずる地積㎡
亶理町	吉田	松ヶ崎山	一四三	畑	畑	二、五一六	一、七七四
亶理町	吉田	道上	一〇二一一	畑	畑	八八	六二
亶理町	吉田	北下	三三一	畑	田	一〇、一六八	七、一六八
亶理町	吉田	道下	三五	畑	畑	四四三	二〇七
亶理町	吉田	松ヶ崎山	二三七	畑	畑	二、五〇〇	一、七六二
亶理町	吉田	内浦	六一一	畑	畑	二、〇五八	八一
亶理町	吉田	塩田	一七八	畑	畑	一、三八九	四五〇
亶理町	吉田	塩田	二〇六	畑	畑	一、四四五	一、〇一九
亶理町	長瀬	舟入	二八八	畑	畑	二三	一六
亶理町	吉田	南須賀畑	一五七	畑	畑	三、七四八	二、一五四

亶理町	吉田	村	一四〇一一	畑	畑	九九四	一九六
亶理町	吉田	村	一一二一一	畑	畑	五七四	五二三
亶理町	吉田	塩田	二三五一	畑	畑	八二五	二二四
亶理町	吉田	道下	一六七一一	畑	田	三、〇〇八	九七八
亶理町	吉田	塩田	二五一	畑	畑	一、四八九	八九二
亶理町	吉田	村	一五五一一	畑	畑	一、一五四	四八四
亶理町	吉田	塩田	二四八	畑	畑	一、四八九	八〇四
亶理町	吉田	塩田	一八五	畑	畑	一、三八九	一、三三四
亶理町	吉田	松ヶ崎山	三七七	畑	畑	二、三〇三	三二九
亶理町	吉田	塩田	一八九	畑	畑	一、四〇〇	七〇〇
亶理町	吉田	松ヶ崎山	四〇五	畑	畑	三、七七三	一、五三八
亶理町	吉田	道上	一七八一一	畑	田・畑	三、六四八	二、六二一
亶理町	吉田	松ヶ崎山	三七一	畑	畑	一、六六三	五〇
亶理町	吉田	塩田	二四九	畑	畑	一、四八九	一六一
亶理町	吉田	内浦	五三一一三三	畑	畑	三、四二五	一、九九四
亶理町	吉田	塩田	一八〇	畑	畑	一、三八九	六〇四
亶理町	吉田	道上	二〇七	畑	田・畑	二、一八八	六四〇
亶理町	吉田	内浦	二五一	畑	畑	六、九三三	三、七〇五
亶理町	吉田	内浦	一六一	畑	畑	四、五六五	一、三七二
亶理町	吉田	松ヶ崎山	四三〇	畑	畑	三、一八五	一、〇五三

亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町
吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田
塩田	北畑	松ヶ崎山	松ヶ崎山	内浦	松ヶ崎山	道下	内浦	松ヶ崎山	道上	松ヶ崎山	松ヶ崎山	道上	松ヶ崎山	塩田	松ヶ崎山	松ヶ崎山	村	塩田	塩田
二二〇	一一〇一	三六三	四三九	五三一三	四〇九	一三六	四一	三九二	一一〇	四一〇	四七七	一一九	四二六	二一六	四四五	四三八一	一五七一	一九四	二二二
畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑
畑	畑	畑	畑	田・畑	畑	畑	畑	畑	田	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑
一、五一四	一、〇八一	二、七七二	三、一九七	三、〇六八	八七八	六、〇五一	五、五四〇	三、二四三	一、八九八	三、一四七	六三一	一、〇九四	六四一	一、五一四	三、〇七七	三、〇五〇	三六九	一、四〇〇	一、三一八
一、〇九五	二二二	三一	一、一九四	二、五二四	八四九	二、〇五一	三、六〇四	一一一	一、七二六	一、二八三	三一六	九七	五三〇	四三三	一、七二六	六九四	五九	九七四	一、二八三

亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町
吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田
道上	内浦	松ヶ崎山	塩田	道下	道上	塩田	塩田	松ヶ崎山	松ヶ崎山	松ヶ崎山	松ヶ崎山	道上	塩田	内浦	内浦	松ヶ崎山	内浦	道下	道上
一七九	四〇一四	四六五	二二一	一五九一	一一五	二四五	二二二	三二一	三四五	四九九	三五六	二六	二四四	四五一一	五三一三	三三四	四四一一	一二九一三	一三
畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑
田	畑	畑	畑	田・畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	田・畑	畑	畑	畑	畑
二、六九四	一、七一一	一、七〇四	一、五一四	四、三三〇	一、八六〇	一、六四〇	一、五〇〇	三、二五三	三、二四六	二、二九七	一、六六八	三、三〇九	一、六四〇	二、八六五	五、三六一	二、五四一	三、九二九	一、一八三	二、八〇二
一、二二七	一、二〇八	二八四	一、〇六七	三、三七一	九四	八五九	六〇五	八五	二、一八〇	一一〇	三九六	二、八二四	二〇二	二、四四八	四、三六一	二〇九	二、七九八	七九八	二、二〇一

亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町
吉田	長瀬	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田
内浦	舟入	道上	道上	道上	道下	塩田	内浦	塩田	内浦	塩田	松ヶ崎山	塩田	塩田	内浦	松ヶ崎山	松ヶ崎山	松ヶ崎山	塩田	松ヶ崎山
一一	二五四―一	一九一四	二四三―一	一五十二	八一三	二二一	一二	二五〇	五五―一五四	二〇九	三五七	二〇〇	二五六	一〇―一	三一八	四九七	四四〇	二二六	四九〇―一
畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑
畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	田	畑	畑	畑	畑	畑
一、九〇九	一、一六三	四七一	三、二八〇	二、四九六	一七七	一、三一八	一、〇一一	一、四八九	一、〇五〇	一、三一八	三、一六四	一、四四五	一、四二一	五、一四一	二、二六六	三、一一七	三、二七六	一、三九七	一、四八四
一、〇九九	二〇七	三三二	二、三八九	七九九	一〇〇	七三七	六八	六一二	五三八	五五	一〇	八六	六六四	三、二九八	五五九	一〇四	一、九三九	三九七	四九二

亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町
吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田
松ヶ崎山	松ヶ崎山	松ヶ崎山	北畑	松ヶ崎山	北下	松ヶ崎山	松ヶ崎山	松ヶ崎山	南下	松ヶ崎山	須賀畑	南須賀畑	北下	砂浜	松ヶ崎山	松ヶ崎山	南下	松ヶ崎山	内浦
一―三二〇	二二一	三二三	五一	一七三	三七〇	三〇一	二九二	一二九	一五〇―一	二二八	七六一二	四五―一	三〇〇	一―三	一三九	一三七	一六一―二	三〇五	一三
畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑
畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	田・畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑
九七四	二、四七五	二、四九九	二、二八四	二、五四八	四、九九二	二、四九五	二、四九七	二、五一六	一、四二七	二、四七六	八〇〇	六、八三〇	八、〇三一	四、一〇一	二、五一七	二、五一六	二、〇〇五	二、四九七	一、三二三
六八七	九〇三	九九二	四一四	九四四	一、五六六	一四七	一、四一九	一六	一四八	一九八	一六七	一、八〇三	七、四二四	八九二	九四	五四四	一、六〇五	二七三	一、一四七

亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町
吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田
松ヶ崎山	松ヶ崎山	松ヶ崎山	須賀畑	松ヶ崎山	北下	松ヶ崎山	北下	松ヶ崎山	須賀畑	砂浜	松ヶ崎山	松ヶ崎山	須賀畑	松ヶ崎山	松ヶ崎山	北畑	須賀畑	松ヶ崎山	砂浜
一 一三三〇	一 一三三四	一 一六九	一 一七八一	二 二六一	一 一〇八	二 二九三	一 一五二	一 一八二	五 五二一	二 二一〇六	三 三〇三	二 二四八	一 一八八二	二 二六〇	二 二一七	六 六四一二	一 一八八三	二 二四三	二 二一〇〇
畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑
畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	田
七 七七五	八 八一四	五、 一七〇	一、 三六〇	二、 四八〇	二、 五四八	二、 四九七	三、 五〇〇	二、 四五八	六 六三二	二、 九五五	三、 七六〇	二、 〇四八	一、 七七八	一、 一五一	二、 四七五	六、 九五八	二、 三五九	三、 八四八	三、 二二二
一 一九八	四 四六四	二、 三三一	一、 三二五	一、 五三七	七 七五七	一、 四三四	二、 一四七	六 六九〇	五 五四六	二、 一三四	一、 〇〇三	九 九五六	一、 一八二	八 八三〇	六 六〇七	一、 六〇〇	八 八九一	二、 五八八	三、 一一六

亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町
吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田
南上	松ヶ崎山	南下	南中	南下	松ヶ崎山	松ヶ崎山	松ヶ崎山	松ヶ崎山	松ヶ崎山	須賀畑	南下	南下	南下	北下	松ヶ崎山	松ヶ崎山	松ヶ崎山	砂浜	須賀畑
一 一三六一	二 二八〇	六 六〇一	七 七一二	一 一七八	一 一三二	二 二〇七	一 一九六	二 二〇二	二 二六五	一 一五九	一 一六五	一 一六七	一 一六〇	三 三八二	一 一一三	二 二六六	二 二二二	二 二一七	一 一八八
畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	田	畑
畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	田	畑
一、 七四〇	一、 一四三	一、 八五二	一、 一五五	五 五七四	九 九四一	二、 四八八	一、 四四七	五、 八五四	三、 七四六	七 七八〇	一 一七二	一、 五六八	一、 九八五	三、 四六〇	二、 五一六	三、 八五七	二、 四七六	七 七六五	四 四四二
一、 六八二	八 八八四	一、 三五六	六 六五四	七 七三	七 七三九	一、 一七八	五 五二七	二、 九四三	一、 九八九	五 五五〇	一 一一一	二 二六八	八 八五〇	二、 〇九四	一、 二四一	四 四六三	一、 七四五	五 五三九	一 一一五

亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町
吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田
北下	松ヶ崎山	松ヶ崎山	松ヶ崎山	松ヶ崎山	南下	須賀畑	南須賀畑	松ヶ崎山	南中	南須賀畑	南須賀畑	南須賀畑	松ヶ崎山	松ヶ崎山	南下	松ヶ崎山	南下	南須賀畑	松ヶ崎山
三八一	一八三	一二八	一二七	二〇九	一七五	一五六	三五	一八八	九一	一六二	一六〇	一六一	二七〇	二六九	八六一	二八三	七五	三三	二七九
畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑
畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑
三三八	三、七八六	一、二五五	二、五一六	三、七七五	六〇〇	三四六	三、三六四	三、六五一	一、七八六	二、四九九	一、一六〇	二、五〇〇	一、三四六	二、四九三	一三六	二、四六二	四三一	三、四四五	三、七九〇
六一	一、三四〇	二九五	六六	四六九	二九	一八九	五六八	二、五七四	一、四四七	一、三三二	八四一	二、二八〇	一、三三三	三三九	六四	一、六五一	一六九	三、〇七〇	一、二三三

亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町
吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田
松ヶ崎山	松ヶ崎山	松ヶ崎山	松ヶ崎山	松ヶ崎山	松ヶ崎山	松ヶ崎山	南須賀畑	松ヶ崎山	松ヶ崎山	南下	南須賀畑	松ヶ崎山	須賀畑	南須賀畑	松ヶ崎山	松ヶ崎山	松ヶ崎山	南須賀畑	須賀畑
二八七	一九二	二七三	一九一	一九三	二一〇	二五四	二二一	二七一	二七二	一〇五一	一八四	二〇四	一一三	一四六	一一七	二〇五	二〇六	一五五	一五〇
畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑
畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	田	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑
二、四六〇	二、〇〇六	二、四九四	二、四五八	二、四五九	五、一七九	一、二一〇	三、〇八〇	五、三〇四	三、九一一	二、四二〇	二、三七七	二、四八九	一、五七五	二、五〇六	四、九〇〇	一、四六五	二、四八八	五、三九一	五、六七五
一、七三四	一、四一四	一、一〇二	一、七三三	七二八	一、六六〇	五四五	七八〇	一、〇六八	二、二八七	二、三二二	二一三	一、二九八	八四七	八九八	二、七二九	九九九	四五三	五、一七八	一、三五四



亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町
吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田
南須賀畑	松ヶ崎山	南須賀畑	南須賀畑	松ヶ崎山	南須賀畑	南須賀畑	南須賀畑	北下	松ヶ崎山	南須賀畑	南須賀畑	松ヶ崎山	南須賀畑	南須賀畑	南須賀畑	南須賀畑	南須賀畑	南須賀畑	松ヶ崎山
一三八	二四〇	一三三	一二五	二三八	一二九	一六五 一	一六九	二五〇	一六八	一五一	一三一	一四五	一二六	一一七	一三四	一七四	一四五	一二七	二四一
畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑
畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑
二、四九〇	二、五〇〇	二、四七一	二、五〇七	二、四九八	二、四七〇	二、〇三二	三、八九六	五〇四	三、八四八	二、五〇六	二、四七一	三、八八五	二、五〇七	二、五〇七	三、六四八	三、六五一	二、五〇六	二、四七一	二、五〇〇
二、二六三	一、七六二	一、七四二	一、七六七	一、三九五	一、一二九	六六五	二、七四七	二、三三三	二、七二三	一、七六七	一、七四二	二、七三九	一、七六七	一、二八七	二、五七二	二、五七四	一、七六七	一、七四二	一、七六二

亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町
吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田
松ヶ崎山	砂浜	松ヶ崎山	砂浜	松ヶ崎山	南須賀畑	松ヶ崎山	松ヶ崎山	南須賀畑	南須賀畑	松ヶ崎山	松ヶ崎山	南須賀畑	南須賀畑	南須賀畑	松ヶ崎山	南須賀畑	南須賀畑	南須賀畑	南須賀畑
二五〇	二一八一	二三三	二一七九	二三四	一三五	一四〇	一五六	一四四	一一四	二四二	二三一	一三〇	一七五	一八三	一四四	一三二	一七〇	一一六	一五二
畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑
畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑
二、四七九	二四五	二、四二九	八二五	二、四二九	二、四九〇	二、五一六	二、四九九	二、〇三五	五、一二三	二、五〇〇	二、四二九	二、四七一	三、七五五	三、六四九	三、九三一	三、八〇五	二、五二九	二、五〇七	二、五〇六
一、三五三	二三五	一、六六二	五八二	一、七二二	一、七五五	一、七七四	一、七六二	七四一	三、二二四	五三七	一、七二二	一、七四二	二、六四七	八一五	二、七七二	二、六八二	一、四八三	一、七六七	一、七六七

二 換地を定めない土地

市町村名	大字	字	地番	地目	用途	地積㎡
亶理町	吉田	道上	二八八―二	公衆用道路	道路	三二
亶理町	吉田	北中	一三六―二六	公衆用道路	道路	四〇七
亶理町	吉田	北中	一三六―二八	公衆用道路	道路	一四八
亶理町	吉田	北中	一三六―三〇	公衆用道路	道路	四七
亶理町	吉田	北中	一三六―二九	公衆用道路	道路	四五
亶理町	吉田	道上	一〇二―二	公衆用道路	道路	四・三八
亶理町	長瀨	舟入	二九一	山林	山林	二六
亶理町	吉田	松ヶ崎山	四八四	畑	畑	一、六五四
亶理町	吉田	道上	一三一―一	山林	山林	二二四

亶理町	吉田	松ヶ崎山	二三〇	畑	一、一二九	七九六
亶理町	吉田	北畑	一一二―一	畑	二九七	一五三
亶理町	吉田	塩田	二一七	畑	一、五一四	一、四五八
亶理町	吉田	道上	二八七―一	畑	六、一〇一	四、三〇一
亶理町	吉田	道下	二二	畑	三、七三九	二、六三六
亶理町	吉田	道下	一八一―一	畑	四、三〇三	二、六一七
亶理町	吉田	須賀畑	二〇三―一	畑	八二四	三一八
亶理町	吉田	砂浜	二一九六	畑	三二五	二二一
亶理町	吉田	松ヶ崎山	一―二九八	畑	六七七	四七七

亶理町	吉田	塩田	二四六―二	畑	畑	七五〇
亶理町	吉田	塩田	二四六―一	畑	畑	七三九
亶理町	吉田	村	一二四―一	畑	畑	九七九
亶理町	吉田	村	一二三―二	畑	畑	五二二
亶理町	吉田	道下	一五五―三	畑	畑	五七六
亶理町	吉田	道下	一五五―一	畑	畑	一、二八二
亶理町	吉田	村	一四二―四	畑	畑	二二二
亶理町	吉田	道上	二四七	畑	畑	一、一一七
亶理町	吉田	村	一三九	畑	田	一、二三七
亶理町	吉田	村	一四三	畑	畑	四二六
亶理町	吉田	内浦	五三―二二七	用悪水路	水路	一一
亶理町	吉田	内浦	五三―三〇	公衆用道路	道路	二七
亶理町	吉田	道下	一八〇―五	公衆用道路	道路	一〇四
亶理町	吉田	道下	一六七―五	用悪水路	水路	六六
亶理町	吉田	塩田	二三五―二	畑	畑	六七五
亶理町	吉田	村	一一二―五	畑	畑	三五七
亶理町	吉田	畑東	二三―一	畑	田	一七六
亶理町	吉田	村	九八―九	畑	田	一、八五二
亶理町	吉田	村	九八―一	畑	田	一三三
亶理町	吉田	松ヶ崎山	一―一三七	畑	畑	三一〇

亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町
吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田
村	道下	道下	道下	道下	道上	村	村	道上	内浦	道上	内浦	道上	松ヶ崎山	村	村	塩田	塩田	塩田	村
八八一	一六九	一七三	一四八	一六〇	一〇九	一〇六	八九	七七	五三一	一八四	五三一	二八一	三七二	一〇八	一〇七	二三一	二三一	二三一	一一二
一	一	一	一	〇	一		一		二二〇	一	二〇〇	一		一	五	一	一	一	三
山林	山林	用悪水路	山林	畑	畑	畑	畑	畑	用悪水路	山林	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑
山林	山林	水路	山林	畑	畑	畑	畑	田	水路	山林	畑	田・畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑
			一、七	四四	九〇	九九	一、四	二、八	二〇		一、三	一、八	八三	四四	五八	四五	三〇	一、一	四六
六九	八四	四七	一五	四六	〇五	九二	〇〇	八八	〇七	四一	三三	〇八	三六	〇	八一	五	〇〇	五五	六五

亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町
長瀬	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田
舟入	塩田	道下	村	塩田	松ヶ崎山	道上	塩田	道上	塩田	内浦	内浦	道上	内浦	塩田	塩田	道上	松ヶ崎山	塩田	塩田
二八	二一	一九	一一	二三	四三八	二一	一九	二二	二一	五三一	五三一	二四	一六	二三	二三	二四	三八	一七	一七
六	五	一	三	〇	八	六	二	四	四	二九	二八	八	二	八	八	八	二	九	九
畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	用悪水路	畑	用悪水路	用悪水路	公衆用道路	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑
畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	水路	畑	水路	水路	道路	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑
一、二	一、三	一、七	一、三	一、五	一、七	一、一	一、四	五・〇	一、三	一七	二一	二三	五二	九〇	九五	一、一	一、六	一三〇	一、二
八	八	八二	五六	〇〇	七〇	五六	〇〇	〇五	一八	一七	二一	三三	五二	〇	五八	二四	六二	〇	五九

亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町
吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田
道上	塩田	塩田	内浦	塩田	道上	道上	村	内浦	内浦	道上	道上	道上	北中	村	塩田	松ヶ崎山	道上	松ヶ崎山	松ヶ崎山
二九五―三	一八七	二一〇	五三一―一九三	二二七	二六一―二	二六一―一	一二二―二	一五一―二	一五一―一	一一四―一	一〇八―一	一〇七―一	一三四―九	一六一―一	一八八	三八八	一二〇	四二四―二	四二四―三
畑	畑	畑	公衆用道路	畑	用悪水路	用悪水路	畑	畑	畑	畑	畑	畑	公衆用道路	畑	畑	畑	公衆用道路	畑	畑
畑	畑	畑	道路	畑	水路	水路	畑	畑	畑	畑	田	畑	道路	田・畑	畑	畑	道路	畑	畑
二七九	一、四〇〇	一、三二八	六四	一、三九七	三四	一〇	八〇五	五二	四七八	一五五	八二五	一二六	一四二	八一七	一、四〇〇	一、六六二	一七三	一一〇	一二〇

亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町
吉田	長瀬	長瀬	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田
道上	舟入	舟入	道上	松ヶ崎山	内浦	内浦	内浦	道下	松ヶ崎山	道下	内浦	内浦	村	道上	北畑	北畑	北畑	北畑	道上
二五	二九〇	二八九―一	三八―一	四七三	五三一―一九九	五三一―一九八	四三―二	一一八	一―三七六	一二九―一	四三―一	三九―二	一五一	二九二―一	一一八―一	一二〇―二	一二〇―三	一一八	二九五―四
山林	山林	畑	畑	畑	用悪水路	公衆用道路	用悪水路	公衆用道路	公衆用道路	畑	畑	畑	畑	山林	畑	畑	畑	畑	畑
山林	山林	田・畑	畑	畑	水路	道路	水路	道路	道路	畑	畑	畑	畑	山林	田	畑	畑	畑	畑
二七二	九八二	四、〇三八	二七二	三、二二六	五二	九〇	六・一四	一九	二、五三三	五〇四	六〇四	八三六	五六二	三八九	四、二九六	〇・九	二・九七	二三	七二

亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町
吉田	吉田	吉田	長瀬	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田
塩田	塩田	塩田	舟入	道上	道上	道上	道上	内浦	内浦	道上	道上	道上	道上	道上	道上	道上	塩田	松ヶ崎山	松ヶ崎山
一八二一三	一八二一二	一八二一一	二五二	七十六	七十四	二三六一三	二三六一四	二七一六	二七一五	二四二一八	二四二一四	二四二一三	二四二一二	二四二一一	二三七一	二三六一	二五五	三五五	三五四
畑	畑	畑	畑	畑	畑	用悪水路	公衆用道路	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑
畑	畑	畑	畑	畑	畑	水路	道路	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑
二九二	一三	一、〇八四	八六九	九七	八九九	一九三	六九	一八	六二六	五一	二五三	六一七	一七九	一六一	一二四	一、三九二	一、四二一	一、〇九一	六三〇

亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町
吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田
道上	道下	道上	道下	道下	道下	道上	道上	道上	松ヶ崎山	松ヶ崎山	内浦	内浦	内浦	内浦	道上	道上	道上	内浦	内浦
一七八一二	一五九一四	二三二	一五九一二	一五四一三	一五四一一	一八六	一六	一四四一二	三九九	四七九	五五一八一	三一五	三一四	三〇一一	一五六	一五四	一四四一一	三七一七	三七一二
畑	用悪水路	用悪水路	畑	畑	畑	畑	公衆用道路	公衆用道路	畑	畑	田	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑
田	水路	水路	田	畑	畑	畑	道路	道路	畑	畑	田	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑
三一	二八	一五二	二三	七五	四九	七二五	七三	七六	一、六六二	三、七九〇	一、一一六	三一	一六〇	八九五	五四四	四四七	三八二	五二	二、三〇二

亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町
吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田
松ヶ崎山	塩田	内浦	道上	道上	内浦	道下	道下	道下	道下	塩田	内浦	内浦	松ヶ崎山	松ヶ崎山	道下	道下	松ヶ崎山	松ヶ崎山	道上
四九八	二四二	三一三	一〇五一	一〇四二	三一三	一一三二	一四七一	一四五	一一三一	二二六	五五一	五五一	四九〇	四九〇	一二八一	一二八一	四八九	四八八	一八〇
畑	畑	畑	畑	畑	畑	公衆用道路	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑
畑	畑	畑	畑	畑	畑	道路	畑	畑	畑	畑	田	田	畑	畑	畑	畑	畑	畑	田・畑
四〇一	一、四八七	五六三	九三一	七〇八	一、七八七	一五	二四	三、〇六三	二四一	一、五〇〇	一、一三一	一、一二七	七〇	一〇〇	二二八	一七九	六一〇	八八一	一、二九二

亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町
吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田
内浦	内浦	内浦	内浦	内浦	内浦	道下	道下	道下	道下	道上	道上	道下	道下	道上	道上	塩田	松ヶ崎山	松ヶ崎山	塩田
二一三	一四二	一四一	二二二	二二二	一八一	四六一	八一	四六一	五八一	二七一	一〇三	一二三	三六	三〇	一〇三	二二九	一一三〇	三二〇	二二九
畑	畑	畑	畑	畑	畑	公衆用道路	畑	畑	畑	公衆用道路	公衆用道路	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑
畑	畑	畑	畑	畑	畑	道路	田	畑	畑	道路	道路	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑
四〇五	五二	六四〇	一、五四二	一、五七六	五〇九	一〇〇	一、七八三	一、〇〇二	八六三	七二	八八	七四三	六五五	八七五	一、七七六	四二〇	四四四	六〇八	九七七

亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町
吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田
北中	須賀畑	須賀畑	松ヶ崎山	道上	内浦	道上	道上	道下	道下	道下	道下	道下	道下	道下	道上	道上	道上	松ヶ崎山	内浦
一三一二	三六	一四一一	一三二七	二一九	五三二八五	二四三一二	一六	一三一	一一三	一九一四	一一一	一〇一	五	二一七	五二二	五一一	四一五	三五九	二二一三
用悪水路	畑	畑	畑	畑	用悪水路	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑
水路	畑	畑	畑	畑	水路	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑
六〇	七四一	三三四	五五九	一一二	二〇	一一四	一、〇五四	一三九	五六	一六〇	八〇〇	四四九	一、二五七	一七四	五七八	六六	一七五	五九三	一一〇

亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町
吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田
南須賀畑	南須賀畑	南須賀畑	南須賀畑	南須賀畑	南下	須賀畑	北下	南上	砂浜	砂浜	砂浜	南須賀畑	砂浜	砂浜	砂浜	砂浜	松ヶ崎山	北下	松ヶ崎山
四五一三	四五一四	六九一二	四五一二	六四	七一四	二〇七一四	三〇二	二一四	二一二二八	二一三三七	一一五二	五六一二	二一四四	二一六〇	二一三三四	一三八	九八	一一三三三	一一三三四
畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	公衆用道路	公衆用道路	公衆用道路	公衆用道路	公衆用道路	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑
畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	道路	道路	道路	道路	道路	畑	畑	畑	畑	畑	田	畑	畑
七七	一一一	一七三	二二三	三、九四一	四〇〇	二二九	一一一	一〇	七四	一二五	二五〇	一、一二七	五六九	五八五	一、八〇〇	一、四〇五	一、一二六	五〇八	六七二

亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町
吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田
砂浜	砂浜	砂浜	砂浜	須賀畑	砂浜	砂浜	砂浜	砂浜	須賀畑	須賀畑	須賀畑	須賀畑	須賀畑	須賀畑	須賀畑	松ヶ崎山	北下	南須賀畑
二二二七	二二三三	二一六七	二一五九	一七一三	二一六四	二一二九	二一六六	二一五八	五六	五三一	三八	三七一一	一八八六八	一八八一七二	二二七	一三一	六九一四	一八五
公衆用道路	公衆用道路	公衆用道路	公衆用道路	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	公衆用道路	畑
道路	道路	道路	道路	田	畑	畑	畑	畑	田	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	道路	畑
三七	三九	七〇	七一	九七七	二九九	三七八	五二七	五六四	五〇四	三三三	一三	一、七八四	二二三	二四八	七一	一、四四八	二〇六	七・八一

亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町
吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田
北下	北畑	北下	北下	松ヶ崎山	北中	北中	北中	北中	北下	北下	砂浜	南下	松ヶ崎山	松ヶ崎山	砂浜	砂浜	北下	須賀畑
二三八一三	五〇	二三八一二	二三八一	一七四	二八一七	二八一六	二八一二	二八一四	一三四	一八六一二	二一二三九	一二八	二九九	三〇〇	一五五六	一一九	一六六	二一〇一三
畑	畑	畑	畑	畑	公衆用道路	公衆用道路	公衆用道路	公衆用道路	畑	畑	公衆用道路	畑	畑	畑	公衆用道路	畑	畑	畑
畑	畑	畑	畑	畑	道路	道路	道路	道路	畑	畑	道路	畑	畑	畑	道路	畑	田	畑
二三	四七	六四	八三九	二、八八七	〇・八	六・四六	一三五	八・八四	三、六八三	三三三	四六	一、一五二	一、三四九	一、三八六	八七	一、一五六	七一	一六五

一、五三六



亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町
吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田
須賀畑	須賀畑	須賀畑	須賀畑	須賀畑	須賀畑	松ヶ崎山	南中	北下	松ヶ崎山	須賀畑	須賀畑	北下	北下	須賀畑	北下	南中	南上	北畑	須賀畑
一八八一三	一八八一三五	二〇〇一四	二一〇一六	二〇〇一二	一六一一	二三六	三二一三	六〇	二二〇	一八八一五九	一八八一五	一九三一	二二三一一	二〇五	二二五一	一五	七三一	六四一	五九一
用悪水路	公衆用道路	公衆用道路	畑	畑	畑	畑	用悪水路	畑	畑	公衆用道路	用悪水路	公衆用道路	畑	畑	畑	用悪水路	用悪水路	公衆用道路	畑
水路	道路	道路	畑	畑	畑	畑	水路	畑	畑	道路	水路	道路	畑	畑	畑	水路	水路	道路	畑
一二六	一一二	一〇九	三九	六四二	一、〇七〇	二、五〇〇	四二	五七六	一、三七四	八八	一〇二	一七一	五一	一六〇	二、四〇一	五八	六七	一四	一、二九八

亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町
吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田
南須賀畑	南須賀畑	松ヶ崎山	松ヶ崎山	南須賀畑	南須賀畑	松ヶ崎山	北畑	北畑	須賀畑	須賀畑	須賀畑	須賀畑	須賀畑	須賀畑	須賀畑	須賀畑	松ヶ崎山	砂浜	松ヶ崎山
七一一二	七一一一	二二六	二二四	二二一三	二二一二	一三二五	三一三	三一二	一七三一	一九九一	一一二	四一一	二〇四	一三	九	二	一三〇七	二二三九	二二六
公衆用道路	山林	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	山林	公衆用道路	公衆用道路	畑	畑	畑	畑	畑	公衆用道路	畑
道路	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	山林	道路	道路	畑	畑	田	田	畑	道路	畑
一五	五九四	二、四七九	一、四九〇	五九	四八	七六五	五・〇三	五・八四	一、五二一	一九〇	三五	一七〇	九七二	一三	一、三七三	四、九七九	七二二	八三	一、九七一

亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町
吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田
砂浜	松ヶ崎山	須賀畑	須賀畑	砂浜	砂浜	砂浜	松ヶ崎山	南中	須賀畑	須賀畑	須賀畑	松ヶ崎山	北中	北下	北下	北下	南中	砂浜	南須賀畑
二一五五	一三〇〇	一八八二	一八八一七	二二〇二	二一三九	一七六	一三三八	六〇一三	一八八四	一八八五三	一八〇	一三〇六	七七二	三九九二	一二五一	四一	九一三	一一六二	七二
畑	畑	用悪水路	公衆用道路	公衆用道路	畑	畑	畑	用悪水路	用悪水路	公衆用道路	畑	畑	公衆用道路	公衆用道路	公衆用道路	畑	用悪水路	公衆用道路	公衆用道路
畑	畑	水路	道路	道路	畑	畑	畑	水路	水路	道路	畑	畑	道路	道路	道路	畑	水路	道路	道路
三三二	六八六	九九	一〇七	二八	六二八	一五二	七五七	一〇	一五六	一三三	二、八三六	六六五	八三	一四一	一二五	五七四	二〇	一一二	一二五

亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町
吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田
南下	南下	南下	南須賀畑	須賀畑	須賀畑	須賀畑	須賀畑	南須賀畑	南下	北下	松ヶ崎山	須賀畑	砂浜	砂浜	砂浜	須賀畑	砂浜	砂浜	砂浜
一六三四	一六三一	一五九一	六二	一六〇二	一六三五	一六二一	一六〇三	六〇	一五三一	四〇〇	一三三四	一七二	二一一七	二二三二	二二〇〇	一八八五五	二二二七	二一二七	二二二九
畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	用悪水路	畑	境内地	公衆用道路	公衆用道路	公衆用道路	田	公衆用道路	公衆用道路	公衆用道路
畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	田	畑	水路	畑	境内地	道路	道路	道路	田	道路	道路	道路
一〇	二〇八	一八二	七〇五	四二	二〇二	五〇三	四五六	三、三七〇	一、一七八	六四	八三八	五九	三二一	八四	八四	六六八	五七	九一	二六八

亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町
吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田
砂浜	南中	南中	南下	南中	松ヶ崎山	南上	南下	南須賀畑	南下	南下	南中	砂浜	南中	北下	北下	松ヶ崎山	南下	南下	南下
一一一三	八一	七七一一	一三八一一	七九	一三二六	一一六一	一三三一二	六一五	一三〇	一六九	六二一二	二一二二〇	一〇三	二三六一三	二三六一二	一一三三一	四八	一五四一二	四九一一
畑	公衆用道路	公衆用道路	畑	畑	畑	用悪水路	公衆用道路	公衆用道路	畑	畑	用悪水路	畑	畑	畑	畑	畑	山林	畑	畑
畑	道路	道路	畑	畑	畑	水路	道路	道路	田	田	水路	畑	畑	畑	畑	畑	山林	畑	田
一、二〇五	四一	六二	三六三	三六	四三八	七九	二七	三九	二二	四、一三三	三九	四七五	八八四	二〇	六四	五四九	一九七	八六九	八七四

亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町
吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田
南下	南下	南須賀畑	北畑	松ヶ崎山	南中	南下	南下	南下	南下	南下	南下	南下	南下	南下	松ヶ崎山	砂浜	南下	南上	南上
一六四一一	一三九	一八二	一〇三	一三三三二	四六一二	八七	八一	七四一三	九〇	八六一三	八五	七七	七四一二	六五一一	二七八	一一六〇	五七一二	一三五	一三四一一
畑	畑	畑	畑	畑	用悪水路	畑	公衆用道路	公衆用道路	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	公衆用道路	畑	畑	畑
畑	畑	畑	畑	畑	水路	畑	道路	道路	畑	畑	畑	田	畑	畑	畑	道路	畑	畑	畑
一五五	一九三	二、四八五	九四七	一、〇四二	一一	二八九	一一	一一	二二三	二〇一	一二五	七五二	二六九	四二九	一、三八八	一〇六	二〇三	三九三	二六九

亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町
吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田
南下	南下	南下	南下	南下	北畑	北畑	北畑	北畑	北畑	砂浜	松ヶ崎山	松ヶ崎山	南下	南中	南中	南上	南上	南須賀畑
一七七一五	一七七一三	一七七一四	一七四一二	一六四一二	一一二一一	一一二一七	一〇六	一〇五一	一〇二	一一一二	一一三三〇	二〇八	一七九一二	六三一八	六三一七	一一三一三	一七五一四	七〇一二
畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	山林	用悪水路	公衆用道路	用悪水路	公衆用道路	公衆用道路
畑	畑	畑	畑	畑	田	田	畑	畑	畑	畑	畑	畑	山林	水路	道路	水路	道路	道路
一〇四	一一九	九〇	九七	三九	一五五	一三五	三〇二	一、六三二	六四五	一、二三三	六四八	一、四四六	二二三	二六	二四	四三	四・九三	一七

亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町
吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田
北畑	北畑	南須賀畑	須賀畑	須賀畑	南下	南下	松ヶ崎山	松ヶ崎山	北畑	北畑	北畑	北畑	北畑	北畑	北畑	北畑	北畑	砂浜
一一三	一一一	五六一一	一五二一二	一五〇一三	一五七一二	一〇三一	一一二九七	一一二九三	一一二一四	一〇〇	九九	九七一二	九二	九〇	八八	八七	六九一一	一一五九
畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	公衆用道路
畑	畑	畑	田	畑	畑	畑	畑	畑	田	畑	畑	畑	畑	田	畑	田	田	道路
四四四	二二四	一、一七七	二五〇	四一	三八一	一二六	八四二	二、三七二	六八三	九九	六二九	四〇	六三〇	一、六四三	一六	三八	二二四	一一二

亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町
吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田
南中	南上	北下	南上	松ヶ崎山	北下	南中	南中	南中	砂浜	砂浜	砂浜	砂浜	須賀畑	須賀畑	須賀畑	須賀畑	砂浜	砂浜	北畑
二〇一一	二二四一一	一一四	一三二	二〇三	九七	五四一八	五四一三	一四四	二一一一八	二一一七〇	二一一六九	二一一	一四四一一	一四二一一	一三九一一	一三〇一二	二一二三五	二一一六五	一一六
用悪水路	公衆用道路	公衆用道路	畑	畑	畑	用悪水路	用悪水路	用悪水路	公衆用道路	公衆用道路	畑	田	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑
水路	道路	道路	畑	畑	畑	水路	水路	水路	道路	道路	畑	田	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑
四九	二九	一〇一	二〇七	一、三四三	八九二	九・〇一	一六	四一	六九	一三八	五九六	一、一〇一	六三五	三〇九	一七三	三三四	二二〇	三二六	二六五

亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町
吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田
砂浜	砂浜	砂浜	南須賀畑	南須賀畑	南須賀畑	南須賀畑	松ヶ崎山	砂浜	砂浜	南上	砂浜	松ヶ崎山	北畑	南須賀畑	松ヶ崎山	砂浜	砂浜	須賀畑	砂浜
一一八六	二一一六三	二一二三〇	一八	三	一六	一三	一九四	二一二二二	二一二三七	一三八一五	二一一六八	一一三一九	一一五	六三一	一一三三一	一一八	一一六三	一四五一八	一一六
畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	公衆用道路	公衆用道路	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	公衆用道路	畑	畑
畑	畑	畑	田	田	畑	畑	畑	道路	道路	田	畑	畑	畑	畑	畑	畑	道路	畑	畑
五〇〇	六三六	五九四	三二	一一	八七六	一、一六七	一、三二七	一三	三三	三三	二二九	六七〇	四五	一七五	六四二	一、一九八	一一二	三二三	一、二八〇

亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町
吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田
南須賀畑	南須賀畑	南須賀畑	松ヶ崎山	松ヶ崎山	南須賀畑	南上	南上	松ヶ崎山	南須賀畑	北下	北中	北下	松ヶ崎山	砂浜	砂浜	砂浜	砂浜	砂浜	砂浜
一四一	一四〇	一三九	二三九	一、三三五	二二八	二二〇―二	二二三―一	一、三三二	一七六	二三七	六八一三	三八七	一、三二二	二、二二三	二、二三六	二、二三四	二、二四一	一、八八四	二、一六一
畑	畑	畑	畑	畑	畑	用悪水路	公衆用道路	畑	畑	畑	公衆用道路	公衆用道路	畑	公衆用道路	公衆用道路	公衆用道路	公衆用道路	畑	畑
畑	畑	畑	畑	畑	畑	水路	道路	畑	畑	畑	道路	道路	畑	道路	道路	道路	道路	畑	畑
一二八	二五六	二、一〇七	一、二四二	六九九	一、三七七	五五	三四	四七三	二、四八五	二七	七九	二〇九	九一四	一九	二八	四五	一二七	一四八	三四二

亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町	亶理町
吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田
松ヶ崎山	砂浜	砂浜	砂浜	北中	北中	砂浜	砂浜	南須賀畑	松ヶ崎山	南須賀畑	南須賀畑	南上	北中	南上	北下	南上	北中	南須賀畑	南須賀畑
二五一	二、二〇五	二、二〇三	二、二二六	一〇二―三	一〇四	二、二〇六	二、二〇四	一一五	一、三〇四	一四三	六六	八一―二	三―三	一、一九―三	三五五	二―二	六六―二	一六五―二	一四二
畑	公衆用道路	公衆用道路	公衆用道路	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	用悪水路	用悪水路	用悪水路	用悪水路	公衆用道路	公衆用道路	畑	畑
畑	道路	道路	道路	田	田	畑	畑	畑	畑	畑	畑	水路	水路	水路	水路	道路	道路	畑	畑
一、三三九	二五	三五	五六	八九	七二六	二〇八	二二九	三、八八一	八一―	二、五〇五	一、三一四	三〇	一〇三	三四	八五	二六	四・六	五〇八	一、二二四



3 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
- (2) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第三百五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線 名 三九八号
- 三 道路の区域

変更の区間			
石巻市北上町十三浜字追波前無番地先から 同市北上町十三浜字立神二五四番一 地先まで			
変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	
前	後	前	後
A	A	五・五 一・二・八	九・八 二・九・一
B	B	敷地の延長 (メートル)	一、六四七・〇
		備考	
		上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。	

○宮城県告示第三百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 築館登米線
- 三 道路の区域

変更の区間			
栗原市築館字萩沢向柳無番地先から 同市築館字横須賀曾内無番地先まで			
変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	
前	後	前	後
九・一 三・七・八	一・一・六 三・八・三	敷地の延長 (メートル)	七九二・七
		七九二・七	

○宮城県告示第三百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線 名 三四七号
- 三 道路の区域

変更の区間			
変更の前後			
敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)	
前	後	前	後
八・九 三・八・四	一、七八八・四	備考	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分を



大崎市古川塚目字岡三五二番二地先から 同市古川穂波二丁目四四番四地先まで		A 八・九 三八・四		B 一三・五 六二・五		一、七八八・四	二、〇〇四・四	いう。区間Bについて、県道坂本古川線との重複により供用開始があつたものとみなす。
---	--	------------------	--	-------------------	--	---------	---------	--

○宮城県告示第三百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 坂本古川線
- 三 道路の区域

変更の区間 大崎市古川塚目字岡三六七番二地先から 同市古川字竹ノ内一六四番地先まで				変更の前後 敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)		備考
後 A		前 A		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)		上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。区間Bについて、一般国道三四七号との重複により供用開始があつたものとみなす。
後 B		前 A		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)		
一三・五 六二・五		一三・五 六二・五		八・九 三八・四		二、〇〇四・四		
二、〇〇四・四		二、〇〇四・四		一、四一〇・一		二、〇〇四・四		

○宮城県告示第三百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三九八号
- 三 道路の区域

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更の区間 本吉郡南三陸町志津川字大久保六番四地先から 同郡同町志津川字廻館前三四番一地先まで						変更の前後 敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)		備考
後 B		前 B		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)		上記A、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。区間Cについて、一般国道四五号との重複により供用開始があつたものとみなす。		
後 C		前 A		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)				
一三・〇 三六・〇		一三・〇 三六・〇		九・〇 四一・〇		一、七二〇・〇				
一、九五三・〇		一、一〇五・七		七〇〇・〇		七四五・〇				

○宮城県告示第三百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三九八号	石巻市北上町十三浜字追波前無番地先から 同市北上町十三浜字立神二五四番一地先まで	平成三十年 三月三十日

○宮城県告示第三百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三九八号	石巻市大瓜字箕輪一七七番六地先から同市大瓜字休石六八番四地先まで	平成三十年三月三十日

○宮城県告示第三百五十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第一項及び第九條第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

平成三十年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要となる事項	縦覧場所
網木沢2	土石流	仙台市青葉区茂庭綱木西（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防犯課及び宮城県仙台土木事務所
杉ノ沢	土石流	仙台市青葉区茂庭杉ノ沢（次の図のとおり）		
湯ノ沢1	土石流	仙台市青葉区茂庭湯ノ沢（次の図のとおり）		
湯ノ沢2	土石流	仙台市青葉区茂庭湯ノ沢（次の図のとおり）		
折立沢2-1	土石流	仙台市青葉区折立六丁目（次の図のとおり）		
大倉沢	土石流	仙台市青葉区大倉上下（次の図のとおり）		
大浪の沢	土石流	仙台市太白区坪沼大浪（次の図のとおり）		
一貫地の沢	土石流	仙台市太白区坪沼一貫地（次の図のとおり）		
愛宕山西の沢	土石流	仙台市太白区坪沼字愛宕山西（次の図のとおり）		
太夫の沢	土石流	仙台市太白区秋保町湯元字太夫（次の図のとおり）		

馬乙の沢	土石流	仙台市太白区秋保町湯元馬乙（次の図のとおり）
橋本の沢	土石流	仙台市太白区秋保町湯元字橋本（次の図のとおり）
湯元沢2	土石流	仙台市太白区秋保町湯元枇杷原西（次の図のとおり）
枇杷原の沢	土石流	仙台市太白区秋保町湯元枇杷原（次の図のとおり）
中谷地山の沢	土石流	仙台市太白区茂庭字中谷地山（次の図のとおり）
鹿ノ上の沢	土石流	仙台市太白区茂庭鹿ノ上（次の図のとおり）
小塚東の沢	土石流	仙台市太白区小塚東（次の図のとおり）
茂庭原山の沢1	土石流	仙台市太白区茂庭原山（次の図のとおり）
茂庭原山の沢2	土石流	仙台市太白区茂庭原山（次の図のとおり）
茂庭原山の沢3	土石流	仙台市太白区茂庭原山（次の図のとおり）
茂庭原山の沢4	土石流	仙台市太白区茂庭原山（次の図のとおり）
新組の沢	土石流	仙台市太白区茂庭字新組（次の図のとおり）
飛石沢	土石流	仙台市太白区生出茂庭（次の図のとおり）
熊沢	土石流	仙台市太白区茂庭高田山（次の図のとおり）
茂庭高田山の沢	土石流	仙台市太白区茂庭高田山（次の図のとおり）
茂庭鍋田の沢1	土石流	仙台市太白区茂庭鍋田（次の図のとおり）
茂庭鍋田の沢2	土石流	仙台市太白区茂庭鍋田（次の図のとおり）
洞屋沢	土石流	仙台市太白区茂庭梨野中（次の図のとおり）
茂庭梨野中の沢1	土石流	仙台市太白区茂庭梨野中（次の図のとおり）
地獄沢	土石流	仙台市太白区茂庭梨野中（次の図のとおり）

湯ノ沢	中原	萩ヶ丘の2	萩ヶ丘の1	向山二丁目 の4	向山二丁目 の1	向山二丁目 の2	向山二丁目 の1	越路の3	松波町の4	上町の1	人來田	向根	峰岸	人來田東の 沢	向根の沢	沢	三居沢	茂庭梨野中 の沢212	茂庭梨野中 の沢211	
急傾斜地 の崩壊	急傾斜地 の崩壊	急傾斜地 の崩壊	急傾斜地 の崩壊	急傾斜地 の崩壊	急傾斜地 の崩壊	急傾斜地 の崩壊	急傾斜地 の崩壊	急傾斜地 の崩壊	急傾斜地 の崩壊	急傾斜地 の崩壊	急傾斜地 の崩壊	急傾斜地 の崩壊	急傾斜地 の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
仙台市青葉区 湯ノ沢（次の図 のとおり）	仙台市太白区 秋保町境野字 中原（次の図 のとおり）	仙台市太白区 萩ヶ丘（次の 図のとおり）	仙台市太白区 萩ヶ丘（次の 図のとおり）	仙台市太白区 向山二丁目（ 次の図のと おり）	仙台市太白区 向山二丁目（ 次の図のと おり）	仙台市太白区 向山二丁目（ 次の図のと おり）	仙台市太白区 向山二丁目（ 次の図のと おり）	仙台市太白区 越路（次の図 のとおり）	仙台市太白区 八木山松波町 （次の図の とおり）	仙台市太白区 茂庭字生出（ 次の図のと おり）	仙台市太白区 茂庭字人來田 （次の図の とおり）	仙台市太白区 茂庭字向根（ 次の図のと おり）	仙台市太白区 茂庭字峰岸（ 次の図のと おり）	仙台市太白区 人來田東（次 の図のとお り）	仙台市太白区 向根（次の図 のとおり）	仙台市太白区 茂庭向根（次 の図のとお り）	仙台市太白区 嶺岸（次の図 のとおり）	仙台市太白区 茂庭梨野中（ 次の図のと おり）	仙台市太白区 茂庭梨野中（ 次の図のと おり）	

東勝山の8	東勝山の4	北山	国見の2	国見の1	三十人町	香澄町の2	青山の1	二橋	長原	青葉町	北山	1 双葉ヶ丘の	川平の2	3 千代田町の	国見の2	国見の1	八幡五丁目 の2	八幡五丁目 の1	霊屋下の2	
急傾斜地 の崩壊	急傾斜地 の崩壊	急傾斜地 の崩壊	急傾斜地 の崩壊	急傾斜地 の崩壊	急傾斜地 の崩壊	急傾斜地 の崩壊	急傾斜地 の崩壊	急傾斜地 の崩壊	急傾斜地 の崩壊	急傾斜地 の崩壊	急傾斜地 の崩壊	急傾斜地 の崩壊	急傾斜地 の崩壊	急傾斜地 の崩壊	急傾斜地 の崩壊	急傾斜地 の崩壊	急傾斜地 の崩壊	急傾斜地 の崩壊	急傾斜地 の崩壊	
仙台市青葉区 東勝山字二丁目 （次の図 のとおり）	仙台市青葉区 東勝山字二丁目 （次の図 のとおり）	仙台市青葉区 北山字一丁目 （次の図の とおり）	仙台市青葉区 国見字三丁目 （次の図の とおり）	仙台市青葉区 国見字三丁目 （次の図の とおり）	仙台市青葉区 川内三十人町 （次の図の とおり）	仙台市太白区 八木山香澄町 （次の図の とおり）	仙台市太白区 青山二丁目（ 次の図のと おり）	仙台市青葉区 作並字二橋（ 次の図のと おり）	仙台市青葉区 作並字長原（ 次の図のと おり）	仙台市青葉区 青葉町（次の 図のとおり）	仙台市青葉区 北山字三丁目 （次の図の とおり）	仙台市青葉区 双葉ヶ丘字一 丁目（次の 図のとおり）	仙台市青葉区 水の森三丁目 （次の図の とおり）	仙台市青葉区 千代田町字四 丁目（次の 図のとおり）	仙台市青葉区 国見字三丁目 （次の図の とおり）	仙台市青葉区 国見字一丁目 （次の図の とおり）	仙台市青葉区 国見字一丁目 （次の図の とおり）	仙台市青葉区 八幡字五丁目 （次の図の とおり）	仙台市青葉区 八幡字五丁目 （次の図の とおり）	仙台市青葉区 霊屋下（次の 図のとおり）

高田山の1	針山	長田中の4	長田中の3	長田中の2	長田中の1	稲塚山の4	稲塚山の3	稲塚山の2	稲塚山の1	国見ヶ丘五丁目	国見ヶ丘四丁目	国見ヶ丘二丁目	国見ヶ丘一丁目	貝ヶ森四丁目	国見の3	茂庭台五丁目	吉成一丁目の2	折立の2	折立の1	八幡の2
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
仙台市太白区茂庭字高田山（次の図のとおり）	仙台市太白区坪沼字針山（次の図のとおり）	仙台市太白区坪沼字長田中（次の図のとおり）	仙台市太白区坪沼字長田中（次の図のとおり）	仙台市太白区坪沼字長田中（次の図のとおり）	仙台市太白区坪沼字長田中（次の図のとおり）	仙台市太白区坪沼字稲塚山（次の図のとおり）	仙台市太白区坪沼字稲塚山（次の図のとおり）	仙台市太白区坪沼字稲塚山（次の図のとおり）	仙台市太白区坪沼字稲塚山（次の図のとおり）	仙台市青葉区国見ヶ丘字五丁目（次の図のとおり）	仙台市青葉区国見ヶ丘字四丁目（次の図のとおり）	仙台市青葉区国見ヶ丘字二丁目（次の図のとおり）	仙台市青葉区国見ヶ丘字一丁目（次の図のとおり）	仙台市青葉区貝ヶ森字四丁目（次の図のとおり）	仙台市太白区茂庭台字五丁目（次の図のとおり）	仙台市青葉区吉成字一丁目（次の図のとおり）	仙台市青葉区折立字五丁目（次の図のとおり）	仙台市青葉区折立字五丁目（次の図のとおり）	仙台市青葉区八幡字五丁目（次の図のとおり）	

綱木西	杉ノ沢	綱木東	寺下	橋本の2	橋本の1	細野原	目茂ヶ崎二丁目	上ノ原山	生出前の1	町田	梨野東	立石	矢倉木	茂庭台五丁目	梨野西の2	梨野西の1	銅谷沢	高田山の3	高田山の2
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
仙台市青葉区茂庭字綱木西（次の図のとおり）	仙台市青葉区茂庭字杉ノ沢（次の図のとおり）	仙台市青葉区茂庭字綱木東（次の図のとおり）	仙台市青葉区茂庭字寺下（次の図のとおり）	仙台市太白区秋保町湯元字橋本（次の図のとおり）	仙台市太白区秋保町湯元字橋本（次の図のとおり）	仙台市太白区秋保町湯元字細野原（次の図のとおり）	仙台市太白区茂ヶ崎二丁目（次の図のとおり）	仙台市太白区茂庭字上ノ原山（次の図のとおり）	仙台市太白区茂庭字生出前（次の図のとおり）	仙台市太白区茂庭字町田（次の図のとおり）	仙台市太白区茂庭字梨野東（次の図のとおり）	仙台市太白区茂庭字立石（次の図のとおり）	仙台市太白区茂庭字矢倉木（次の図のとおり）	仙台市太白区茂庭台字五丁目（次の図のとおり）	仙台市太白区茂庭字梨野西（次の図のとおり）	仙台市太白区茂庭字梨野西（次の図のとおり）	仙台市太白区茂庭字銅谷沢（次の図のとおり）	仙台市太白区茂庭字高田山（次の図のとおり）	仙台市太白区茂庭字高田山（次の図のとおり）

稲塚山	稲塚南	長田南	長田中	寺山12	寺山11	寺前	沼山の2	沼山の1	枇杷原西	白木澤の2	白木澤の1	綱木裏山	5 綱木前山の	4 綱木前山の	3 綱木前山の	2 綱木前山の	1 綱木前山の	国見ヶ丘	舟木南	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
仙台市太白区坪沼字稲塚山(次の図のとおり)	仙台市太白区坪沼字稲塚南(次の図のとおり)	仙台市太白区坪沼字長田南(次の図のとおり)	仙台市太白区坪沼字長田中(次の図のとおり)	仙台市太白区坪沼字寺山(次の図のとおり)	仙台市太白区坪沼字寺山(次の図のとおり)	仙台市太白区坪沼字寺前(次の図のとおり)	仙台市太白区坪沼字沼山(次の図のとおり)	仙台市太白区坪沼字沼山(次の図のとおり)	仙台市太白区秋保町湯元字枇杷原西(次の図のとおり)	仙台市太白区秋保町湯元字白木澤(次の図のとおり)	仙台市太白区秋保町湯元字白木澤(次の図のとおり)	仙台市青葉区茂庭字綱木裏山(次の図のとおり)	仙台市青葉区茂庭字綱木前山(次の図のとおり)	仙台市青葉区茂庭字綱木前山(次の図のとおり)	仙台市青葉区茂庭字綱木前山(次の図のとおり)	仙台市青葉区茂庭字綱木前山(次の図のとおり)	仙台市青葉区茂庭字綱木前山(次の図のとおり)	仙台市青葉区国見ヶ丘字四丁目(次の図のとおり)	仙台市太白区茂庭字舟木南(次の図のとおり)	

丸山	東黒松の1	戸平	台沢	芳ノ沢	堂所屋敷沢	下荒沢	荒砥沢2	荒砥沢1	銅谷屋敷沢	惣膳原沢	愛宕下中沢	鶴ヶ谷	西台屋敷沢	台屋敷沢	生出前の1	亀ヶ森	中ノ森	鹿ノ上	中谷地山
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
仙台市泉区上谷刈字丸山(次の図のとおり)	仙台市泉区八乙女字堤(次の図のとおり)	仙台市泉区実沢字戸平、字六堂屋敷二番、泉区北中山一丁目(次の図のとおり)	仙台市泉区福岡字台(次の図のとおり)	仙台市泉区福岡字芳ノ沢(次の図のとおり)	仙台市泉区根白石字堂所屋敷(次の図のとおり)	仙台市泉区福岡字下荒沢(次の図のとおり)	仙台市泉区根白石字銅谷堤下(次の図のとおり)	仙台市泉区根白石字銅谷堤下(次の図のとおり)	仙台市泉区根白石字銅谷屋敷(次の図のとおり)	仙台市泉区小角字惣膳原(次の図のとおり)	仙台市泉区根白石字愛宕下中(次の図のとおり)	仙台市宮城野区安養寺二丁目、鶴ヶ谷一丁目(次の図のとおり)	仙台市宮城野区台屋敷(次の図のとおり)	仙台市宮城野区台屋敷(次の図のとおり)	仙台市太白区茂庭字生出前(次の図のとおり)	仙台市太白区茂庭字亀ヶ森(次の図のとおり)	仙台市太白区茂庭字中ノ森(次の図のとおり)	仙台市太白区茂庭字鹿ノ上(次の図のとおり)	仙台市太白区茂庭字中谷地山(次の図のとおり)

鈴ヶ森沢1	中南峰沢	長畑沢2	長畑沢1	滝の沢	本田町の2	将監の9	新道	泉中央三丁目2	泉中央三丁目1	向原の2	天神沢の1	本田	山の寺	南光台の1	東黒松	向陽台の1	向原	真美沢	山の寺の3	
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
名取市愛鳥笠島鈴ヶ森(次の図のとおり)	名取市愛鳥笠島中ノ沢(次の図のとおり)	名取市高館川上長畑(次の図のとおり)	名取市高館川上長畑(次の図のとおり)	名取市愛鳥塩手西滝沢(次の図のとおり)	仙台市泉区本田町(次の図のとおり)	仙台市泉区将監十丁目(次の図のとおり)	仙台市泉区市名坂字新道(次の図のとおり)	仙台市泉区泉中央三丁目(次の図のとおり)	仙台市泉区泉中央三丁目(次の図のとおり)	仙台市泉区七北田字杉ノ田(次の図のとおり)	仙台市泉区市名坂字天神沢(次の図のとおり)	仙台市泉区本田町(次の図のとおり)	仙台市泉区山の寺字三丁目(次の図のとおり)	仙台市泉区南光台字一丁目(次の図のとおり)	仙台市泉区八乙女字堤(次の図のとおり)	仙台市泉区向陽台一丁目(次の図のとおり)	仙台市泉区上谷刈字向原(次の図のとおり)	仙台市泉区七北田字真美沢(次の図のとおり)	仙台市泉区山の寺字一丁目(次の図のとおり)	

新山浜の2	新山浜の1	石峠沢	石峠1号沢	沢鮎川浜3号	沢鮎川浜1号	鮎小	鮎中	十八成道	鮎川浜の4	鮎川浜の2	2 ゆりが丘の	那智ヶ丘	4 ゆりが丘の	3 ゆりが丘の	丁目	1 3 名取ヶ丘の	植松	鈴ヶ森沢2	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	
石巻市新山浜字不動沢(次の図のとおり)	石巻市新山浜字不動沢(次の図のとおり)	石巻市鮎川浜字鬼形山(次の図のとおり)	石巻市鮎川浜字鬼形山(次の図のとおり)	石巻市鮎川浜字鬼形山(次の図のとおり)	石巻市鮎川浜字清崎山(次の図のとおり)	石巻市鮎川浜字清崎山(次の図のとおり)	石巻市鮎川浜字鬼形山(次の図のとおり)	石巻市鮎川浜字十八成道(次の図のとおり)	石巻市鮎川浜字鬼形山(次の図のとおり)	石巻市鮎川浜字鬼形山(次の図のとおり)	名取市ゆりが丘五丁目(次の図のとおり)	名取市那智ヶ丘五丁目(次の図のとおり)	名取市ゆりが丘五丁目(次の図のとおり)	名取市ゆりが丘三丁目(次の図のとおり)	名取市那智ヶ丘一丁目(次の図のとおり)	名取市ゆりが丘二丁目(次の図のとおり)	名取市飯野坂七丁目(次の図のとおり)	名取市植松二丁目(次の図のとおり)	名取市愛鳥笠島鈴ヶ森(次の図のとおり)

次の図のとおり

宮城県土木部  
防災課及び  
宮城東部土木事務所

荒東沢1-2	荒東沢1-1	東森西沢2	小屋取2号	小屋取沢	寄磯	前浜の2	前浜の1	前網	大泊浜沢	西沢	仁斗田の2	仁斗田の1	大泊	泊1号沢の2	泊1号沢の1	泊3号沢	泊の2	泊浜	新山沢1号
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流
石巻市雄勝町船越字荒(次の図のとおり)	石巻市雄勝町船越字荒(次の図のとおり)	石巻市寄磯浜字前浜(次の図のとおり)	石巻市寄磯浜字前浜(次の図のとおり)	石巻市寄磯浜字前浜(次の図のとおり)	石巻市寄磯浜字五梅沢(次の図のとおり)	石巻市寄磯浜字前浜(次の図のとおり)	石巻市寄磯浜字前浜(次の図のとおり)	石巻市寄磯浜字前網(次の図のとおり)	石巻市田代浜字大泊(次の図のとおり)	石巻市田代浜字大泊(次の図のとおり)	石巻市田代浜字仁斗田(次の図のとおり)	石巻市田代浜字仁斗田(次の図のとおり)	石巻市田代浜字大泊(次の図のとおり)	石巻市泊浜字泊(次の図のとおり)	石巻市泊浜字山王(次の図のとおり)	石巻市泊浜字平畑(次の図のとおり)	石巻市泊浜字泊(次の図のとおり)	石巻市泊浜字泊(次の図のとおり)	石巻市新山沢字入畑(次の図のとおり)

羽坂の2	羽坂	熊沢	浪板沢	中の沢	波板沢2	波板沢	浪板2号沢	神浜沢	天神沢	宮下坂	羽坂沢	熊沢	熊沢1号の2	熊沢1号	熊沢の沢	荒沢	小富士沢1-3	小富士沢1-2	小富士沢1-1
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
石巻市雄勝町桑浜字羽坂(次の図のとおり)	石巻市雄勝町桑浜字羽坂(次の図のとおり)	石巻市雄勝町熊沢字大畑(次の図のとおり)	石巻市雄勝町分浜字波板(次の図のとおり)	石巻市雄勝町分浜字波板(次の図のとおり)	石巻市雄勝町分浜字波板(次の図のとおり)	石巻市雄勝町分浜字波板(次の図のとおり)	石巻市雄勝町分浜字波板(次の図のとおり)	石巻市雄勝町大浜字大浜、字袖浜(次の図のとおり)	石巻市雄勝町立浜字天神(次の図のとおり)	石巻市雄勝町立浜字天神(次の図のとおり)	石巻市雄勝町桑浜字羽坂(次の図のとおり)	石巻市雄勝町熊沢字熊沢、字大畑(次の図のとおり)	石巻市雄勝町熊沢字熊沢、字大畑(次の図のとおり)	石巻市雄勝町熊沢字熊沢、字大畑(次の図のとおり)	石巻市雄勝町熊沢字熊沢、字大畑(次の図のとおり)	石巻市雄勝町船越字荒(次の図のとおり)	石巻市雄勝町船越字荒(次の図のとおり)	石巻市雄勝町船越字荒(次の図のとおり)	石巻市雄勝町船越字荒(次の図のとおり)

浦の沢	3 中道南の沢	2 中道南の沢	中道南の沢	針岡沢	蜂ヶ沢	熊沢の3	熊沢の2	立浜の2	天神	寺下の2	寺下の1	大浜の4	大浜の3	波板の4	波板の2	大浜の2	波板	大浜	立浜
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
石巻市針岡字浦（次の図のとおり）	石巻市針岡字六角（次の図のとおり）	石巻市針岡字中道（次の図のとおり）	石巻市針岡字中道（次の図のとおり）	石巻市針岡字小弁蔵（次の図のとおり）	石巻市針岡字山王山（次の図のとおり）	石巻市雄勝町熊沢字大畑、字熊沢（次の図のとおり）	石巻市雄勝町熊沢字熊沢（次の図のとおり）	石巻市雄勝町立浜字立浜（次の図のとおり）	石巻市雄勝町立浜字天神（次の図のとおり）	石巻市雄勝町立浜字寺下（次の図のとおり）	石巻市雄勝町立浜字寺下（次の図のとおり）	石巻市雄勝町大浜字大浜（次の図のとおり）	石巻市雄勝町大浜字大浜（次の図のとおり）	石巻市雄勝町分浜字波板（次の図のとおり）	石巻市雄勝町分浜字波板（次の図のとおり）	石巻市雄勝町大浜字袖浜（次の図のとおり）	石巻市雄勝町分浜字波板（次の図のとおり）	石巻市雄勝町大浜字大浜（次の図のとおり）	石巻市雄勝町立浜字天神（次の図のとおり）

大土の1	尾ノ崎の3	尾ノ崎の2	尾ノ崎の1	尾崎沢	久保沢	小枝沢	大土沢	上垣沢	引浪沢	久根沢	柴沢1-2	柴沢1-1	赤柴沢	石道入	狭沢	小福地沢	加茂川2号沢	大福地沢	小田内沢
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
石巻市大森字大土（次の図のとおり）	石巻市尾崎字宮下、字榎浜山（次の図のとおり）	石巻市尾崎字弘象、字宮下（次の図のとおり）	石巻市尾崎字弘象（次の図のとおり）	石巻市尾崎字宮下（次の図のとおり）	石巻市北境字久保、字森沢（次の図のとおり）	石巻市東福田字小枝、字高森（次の図のとおり）	石巻市大森字日影（次の図のとおり）	石巻市三輪田字上垣前、字堂ノ迫（次の図のとおり）	石巻市三輪田字引浪前、字引浪（次の図のとおり）	石巻市三輪田字仲里（次の図のとおり）	石巻市三輪田字梅木（次の図のとおり）	石巻市三輪田字大迫（次の図のとおり）	石巻市三輪田字赤柴上（次の図のとおり）	石巻市福地字石道入（次の図のとおり）	石巻市福地字館下入（次の図のとおり）	石巻市福地字館下入（次の図のとおり）	石巻市福地字中（次の図のとおり）	石巻市福地字小田内（次の図のとおり）	石巻市福地字小田内（次の図のとおり）



東福田	急傾斜地の崩壊	石巻市東福田字宮ノ上(次の図のとおり)
中道	急傾斜地の崩壊	石巻市針岡字中道(次の図のとおり)
上垣前の1	急傾斜地の崩壊	石巻市三輪田字上垣前、字堂ノ迫(次の図のとおり)
トヤケ森の1	急傾斜地の崩壊	石巻市北境字トヤケ森(次の図のとおり)
久保	急傾斜地の崩壊	石巻市北境字久保(次の図のとおり)
蒜沢	急傾斜地の崩壊	石巻市北境字屋木沢(次の図のとおり)
内手の1	急傾斜地の崩壊	石巻市東福田字小枝、字内手(次の図のとおり)
内手の2	急傾斜地の崩壊	石巻市東福田字小枝、字内手(次の図のとおり)
小枝の1	急傾斜地の崩壊	石巻市東福田字小枝、字高森(次の図のとおり)
小谷地	急傾斜地の崩壊	石巻市東福田字宮ノ上(次の図のとおり)
上垣前の2	急傾斜地の崩壊	石巻市三輪田字上垣前、字堂ノ迫(次の図のとおり)
上垣前の3	急傾斜地の崩壊	石巻市三輪田字上垣前、字堂ノ迫(次の図のとおり)
中里前の2	急傾斜地の崩壊	石巻市三輪田字仲里(次の図のとおり)
石道入の1	急傾斜地の崩壊	石巻市福地字石道入(次の図のとおり)
石道入の3	急傾斜地の崩壊	石巻市福地字石道入(次の図のとおり)
石道入の1	急傾斜地の崩壊	石巻市福地字石道入(次の図のとおり)
石道入の2	急傾斜地の崩壊	石巻市福地字石道入、字館下入(次の図のとおり)
石道入の3	急傾斜地の崩壊	石巻市福地字石道入(次の図のとおり)
館下入の4	急傾斜地の崩壊	石巻市福地字館下入(次の図のとおり)
館下入の3	急傾斜地の崩壊	石巻市福地字館下入(次の図のとおり)
館下入の2	急傾斜地の崩壊	石巻市福地字館下入(次の図のとおり)
館下入の1	急傾斜地の崩壊	石巻市福地字館下入(次の図のとおり)
島中の1	急傾斜地の崩壊	石巻市福地字島中(次の図のとおり)

島中の2	急傾斜地の崩壊	石巻市福地字日影(次の図のとおり)
日影	急傾斜地の崩壊	石巻市福地字日影(次の図のとおり)
小田内の1	急傾斜地の崩壊	石巻市福地字小田内(次の図のとおり)
小田内の2	急傾斜地の崩壊	石巻市福地字小田内(次の図のとおり)
小田内の3	急傾斜地の崩壊	石巻市福地字小田内(次の図のとおり)
加茂崎の3	急傾斜地の崩壊	石巻市福地字加茂崎(次の図のとおり)
六角の1	急傾斜地の崩壊	石巻市針岡字六角(次の図のとおり)
六角の2	急傾斜地の崩壊	石巻市針岡字六角(次の図のとおり)
六角の3	急傾斜地の崩壊	石巻市針岡字六角(次の図のとおり)
六角の4	急傾斜地の崩壊	石巻市針岡字六角(次の図のとおり)
浦	急傾斜地の崩壊	石巻市針岡字浦(次の図のとおり)
小弁蔵	急傾斜地の崩壊	石巻市針岡字小弁蔵(次の図のとおり)
小向	急傾斜地の崩壊	石巻市針岡字小向(次の図のとおり)
中里前の1	急傾斜地の崩壊	石巻市三輪田字仲里前(次の図のとおり)
中里前の2	急傾斜地の崩壊	石巻市三輪田字仲里(次の図のとおり)
浦宿沢2	土石流	牡鹿郡女川町浦宿浜字石ノ田(次の図のとおり)
門前一号沢	土石流	牡鹿郡女川町浦宿浜字石ノ田(次の図のとおり)
旭ヶ丘1の沢	土石流	牡鹿郡女川町浦宿浜字外山(次の図のとおり)
針浜2の沢	土石流	牡鹿郡女川町針浜字後山(次の図のとおり)
針浜1の沢	土石流	牡鹿郡女川町針浜字後山(次の図のとおり)

桜館の1	萱刈庭	三本木の2	三本木の1	七曲	藤松下の4	真岸	天王	花見山	桜館の1	小島	桜木町	針浜の3	針浜の4	浜田の3	石ノ田の4	大沢の3	尾浦	門前	石ノ田の1
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
大崎市三本木齊田字桜館(次の図のとおり)	大崎市三本木桑折字萱刈庭(次の図のとおり)	大崎市三本木字西沢(次の図のとおり)	大崎市三本木字西沢(次の図のとおり)	大崎市三本木桑折字七曲(次の図のとおり)	大崎市三本木桑折字藤松下(次の図のとおり)	大崎市三本木齊田字真岸(次の図のとおり)	大崎市三本木齊田字花見山(次の図のとおり)	大崎市三本木齊田字花見山(次の図のとおり)	大崎市三本木齊田字桜館(次の図のとおり)	遠田郡美里町二郷字小島(次の図のとおり)	遠田郡美里町字桜木町(次の図のとおり)	牡鹿郡女川町浦宿浜字外山(次の図のとおり)	牡鹿郡女川町針浜字針浜(次の図のとおり)	牡鹿郡女川町浦宿浜字小屋ノ口(次の図のとおり)	牡鹿郡女川町浦宿浜字石ノ田(次の図のとおり)	牡鹿郡女川町浦宿浜字三郎浜(次の図のとおり)	牡鹿郡女川町尾浦字尾浦(次の図のとおり)	牡鹿郡女川町浦宿浜字門前(次の図のとおり)	牡鹿郡女川町浦宿浜字石ノ田(次の図のとおり)
											次の図のとおり								
											宮城県土木部防 災砂防課及び宮 城北部土木事務 所								

西沢の2	西沢の1	藤松下の3	藤松下の2	藤松下の1	菅ノ沢	桑折の2	桑折の1	多高田	鹿野沢の2	山畑	藤松下	安寺前	鳥屋下	寺下	白坂	鹿野沢の2	鹿野沢の1	花見山	桜館の2
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
大崎市三本木秋田字西沢(次の図のとおり)	大崎市三本木秋田字西沢(次の図のとおり)	大崎市三本木桑折字蛇沼山(次の図のとおり)	大崎市三本木桑折字蛇沼山(次の図のとおり)	大崎市三本木桑折字藤松下(次の図のとおり)	大崎市三本木桑折字菅ノ沢(次の図のとおり)	大崎市三本木桑折字沼下(次の図のとおり)	大崎市三本木桑折字相ノ沢(次の図のとおり)	大崎市三本木桑折字多高田(次の図のとおり)	大崎市三本木字鹿野沢(次の図のとおり)	大崎市三本木蟻ヶ袋字山畑(次の図のとおり)	大崎市三本木桑折字藤松下(次の図のとおり)	大崎市三本木坂本字安寺前(次の図のとおり)	大崎市三本木坂本字鳥屋下(次の図のとおり)	大崎市三本木蟻ヶ袋字寺下(次の図のとおり)	大崎市三本木字白坂(次の図のとおり)	大崎市三本木字鹿野沢(次の図のとおり)	大崎市三本木字鹿野沢(次の図のとおり)	大崎市三本木齊田字花見山(次の図のとおり)	大崎市三本木齊田字桜館(次の図のとおり)

上戸	坪下沢	西ノ沢	長沢2	長沢1	三獄2	三獄1	西沢	愛宕	志内田上	館下	岩ヶ沢	館崎の4	2 館崎の3	1 館崎の3	館崎の2	館崎の1	松長根	前谷地	西沢の3
急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
大崎市鹿島台平渡字上戸（次の図のとおり）	大崎市鹿島台広長字坪下沢（次の図のとおり）	大崎市鹿島台大迫字五十七番屋敷（次の図のとおり）	大崎市鹿島台木間塚字長沢（次の図のとおり）	大崎市鹿島台木間塚字長沢（次の図のとおり）	大崎市鹿島台平渡字庄兵衛（次の図のとおり）	大崎市鹿島台平渡字庄兵衛（次の図のとおり）	大崎市三本木秋田字西沢（次の図のとおり）	大崎市三本木伊賀字中樫木（次の図のとおり）	大崎市三本木伊賀字志内田上（次の図のとおり）	大崎市三本木伊場野字大折坂（次の図のとおり）	大崎市三本木伊場野字岩ヶ沢（次の図のとおり）	大崎市三本木伊場野字館崎（次の図のとおり）	大崎市三本木伊場野字館崎（次の図のとおり）	大崎市三本木伊場野字館崎（次の図のとおり）	大崎市三本木伊場野字館崎（次の図のとおり）	大崎市三本木伊場野字館崎（次の図のとおり）	大崎市三本木秋田字松長根（次の図のとおり）	大崎市三本木秋田字西沢（次の図のとおり）	大崎市三本木秋田字西沢（次の図のとおり）

亀山裏	兵庫屋敷	松山の沢2	花館の沢	姥乳の沢	敷の5	敷の4	敷の3	敷の2	敷の1	十二神	前迫	石名坂の3	石名坂の1	柿ノ木平	庄兵衛	鷹待嶽	山野町	銭神	杉ヶ崎2	杉ヶ崎
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
大崎市松山千石字花館（次の図のとおり）	大崎市松山長尾字兵庫屋敷（次の図のとおり）	大崎市松山千石字松山（次の図のとおり）	大崎市松山千石字花館（次の図のとおり）	大崎市松山下伊場野字姥乳（次の図のとおり）	大崎市鹿島台大迫字五十七番屋敷（次の図のとおり）	大崎市鹿島台大迫字五十六番屋敷（次の図のとおり）	大崎市鹿島台大迫字五十六番屋敷（次の図のとおり）	大崎市鹿島台大迫字五十七番屋敷（次の図のとおり）	大崎市鹿島台大迫字五十七番屋敷（次の図のとおり）	大崎市鹿島台大迫字五十九番屋敷（次の図のとおり）	大崎市鹿島台木間塚字前迫（次の図のとおり）	大崎市鹿島台木間塚字石名坂（次の図のとおり）	大崎市鹿島台木間塚字柿ノ木平（次の図のとおり）	大崎市鹿島台平渡字庄兵衛（次の図のとおり）	大崎市鹿島台平渡字大沢（次の図のとおり）	大崎市鹿島台船越字山野町（次の図のとおり）	大崎市鹿島台西銭神（次の図のとおり）	大崎市鹿島台平渡字杉ヶ崎（次の図のとおり）	大崎市鹿島台平渡字杉ヶ崎（次の図のとおり）	大崎市鹿島台平渡字杉ヶ崎（次の図のとおり）

金井神	堤下	丸山	亀井	小台ヶ崎	団子山	前ノ沢	千石	金谷	松山の2	松山の1	広岡台	茶釜台	館浦	茶釜台	竹之花	氷室	松山	入町下	入町上
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
大崎市松山下伊場野字穴ノ前(次の図のとおり)	大崎市松山金谷字二ノ沢(次の図のとおり)	大崎市松山長尾字兵庫屋敷(次の図のとおり)	大崎市松山金谷字亀井(次の図のとおり)	大崎市松山金谷字団子山(次の図のとおり)	大崎市松山金谷字小台ヶ崎(次の図のとおり)	大崎市松山金谷字前ノ沢(次の図のとおり)	大崎市松山千石字弁慶坂(次の図のとおり)	大崎市松山金谷字砂子沢西(次の図のとおり)	大崎市松山千石字松山(次の図のとおり)	大崎市松山千石字松山(次の図のとおり)	大崎市松山千石字広岡台(次の図のとおり)	大崎市松山千石字茶釜台(次の図のとおり)	大崎市松山千石字茶釜台(次の図のとおり)	大崎市松山千石字松山(次の図のとおり)	大崎市松山千石字松山(次の図のとおり)	大崎市松山長尾字氷室(次の図のとおり)	大崎市松山千石字松山(次の図のとおり)	大崎市松山千石字松山(次の図のとおり)	大崎市松山千石字松山(次の図のとおり)

穴の前	石宮の1	石宮の2	石宮の3	石宮の4	梶沢	次橋	大天場西	館浦	松井田沢	舟川原沢	岩沢東沢	入大船沢2	入大船沢3	入大船沢4	入大船沢5	入大船沢6	入大船沢7	入大船沢8
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
大崎市松山下伊場野字穴ノ前(次の図のとおり)	大崎市松山下伊場野字石宮(次の図のとおり)	大崎市松山下伊場野字石宮(次の図のとおり)	大崎市松山下伊場野字石宮(次の図のとおり)	大崎市松山下伊場野字石宮(次の図のとおり)	大崎市松山次橋字梶沢(次の図のとおり)	大崎市松山次橋字次橋(次の図のとおり)	大崎市松山長尾字大天場西(次の図のとおり)	大崎市松山千石字館浦(次の図のとおり)	本吉郡南三陸町志津川字松井田(次の図のとおり)	本吉郡南三陸町入谷字岩沢(次の図のとおり)	本吉郡南三陸町入谷字岩沢(次の図のとおり)	本吉郡南三陸町入谷字入大船沢(次の図のとおり)	本吉郡南三陸町入谷字入大船沢(次の図のとおり)	本吉郡南三陸町入谷字入大船沢(次の図のとおり)	本吉郡南三陸町入谷字入大船沢(次の図のとおり)	本吉郡南三陸町入谷字入大船沢(次の図のとおり)	本吉郡南三陸町入谷字入大船沢(次の図のとおり)	本吉郡南三陸町入谷字入大船沢(次の図のとおり)

次の図のとおり

宮城県土木部  
防災課及び宮  
城防務所  
仙沼土木

上の山沢	津の宮沢	不動尊の沢	黒崎沢3	大久保北の沢	大久保沢	水戸辺沢2	水戸辺沢	上沢前沢7	上沢前沢6	上沢前沢5	上沢前沢4	上沢前沢2	上沢前沢	網木沢	モチノ沢	大畑沢2	大畑西沢	滝の沢東沢	滝の沢
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
本吉郡南三陸町歌津田の浦（次の図のとおり）	本吉郡南三陸町戸倉字津の宮（次の図のとおり）	本吉郡南三陸町志津川字黒崎（次の図のとおり）	本吉郡南三陸町志津川字黒崎（次の図のとおり）	本吉郡南三陸町志津川字大久保（次の図のとおり）	本吉郡南三陸町志津川字大久保（次の図のとおり）	本吉郡南三陸町戸倉字水戸辺（次の図のとおり）	本吉郡南三陸町戸倉字水戸辺（次の図のとおり）	本吉郡南三陸町戸倉字上沢前（次の図のとおり）	本吉郡南三陸町戸倉字上沢前（次の図のとおり）	本吉郡南三陸町戸倉字上沢前（次の図のとおり）	本吉郡南三陸町戸倉字上沢前（次の図のとおり）	本吉郡南三陸町戸倉字上沢前（次の図のとおり）	本吉郡南三陸町戸倉字上沢前（次の図のとおり）	本吉郡南三陸町戸倉字網木沢（次の図のとおり）	本吉郡南三陸町戸倉字網木沢（次の図のとおり）	本吉郡南三陸町戸倉字大畑（次の図のとおり）	本吉郡南三陸町戸倉字大畑（次の図のとおり）	本吉郡南三陸町戸倉字滝の沢（次の図のとおり）	本吉郡南三陸町戸倉字滝の沢（次の図のとおり）

在郷の1	水戸辺5	水戸辺4	水戸辺3	折立の5	折立の4	入大船沢の3	入大船沢の2	入大船沢の1	舟川原	松井田の2	松井田の1	水戸辺の2	弁天の2	弁天の1	水戸辺	細浦	岩沢	北田の浦沢	田の浦沢
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流
本吉郡南三陸町戸倉字門内（次の図のとおり）	本吉郡南三陸町戸倉字上沢前（次の図のとおり）	本吉郡南三陸町戸倉字水戸辺（次の図のとおり）	本吉郡南三陸町戸倉字水戸辺（次の図のとおり）	本吉郡南三陸町戸倉字大畑（次の図のとおり）	本吉郡南三陸町戸倉字大畑（次の図のとおり）	本吉郡南三陸町入谷字入大船沢（次の図のとおり）	本吉郡南三陸町入谷字入大船沢（次の図のとおり）	本吉郡南三陸町入谷字入大船沢（次の図のとおり）	本吉郡南三陸町入谷字岩沢（次の図のとおり）	本吉郡南三陸町志津川字松井田（次の図のとおり）	本吉郡南三陸町志津川字松井田（次の図のとおり）	本吉郡南三陸町戸倉字水戸辺（次の図のとおり）	本吉郡南三陸町志津川字黒崎（次の図のとおり）	本吉郡南三陸町志津川字黒崎（次の図のとおり）	本吉郡南三陸町戸倉字水戸辺（次の図のとおり）	本吉郡南三陸町志津川字蛇王（次の図のとおり）	本吉郡南三陸町入谷字岩沢（次の図のとおり）	本吉郡南三陸町歌津田の浦（次の図のとおり）	本吉郡南三陸町歌津田の浦（次の図のとおり）

下水沢	熊の前沢	館の沢	外畑沢	3 田中沢1	2 田中沢1	1 田中沢1	関口二の沢	2 野出の木沢	上東側根沢	太郎沢12	太郎沢1	上西側二の沢	上西側三の沢	上西側四の沢	天王前	皿貝	寄木の3	寄木の2	田の浦
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
気仙沼市磯草(次の図のとおり)	気仙沼市磯草(次の図のとおり)	気仙沼市浦の浜、磯草(次の図のとおり)	気仙沼市浦の浜(次の図のとおり)	気仙沼市瘦槻、九条(次の図のとおり)	気仙沼市瘦槻、九条(次の図のとおり)	気仙沼市田中(次の図のとおり)	気仙沼市東八幡前、大峠山(次の図のとおり)	気仙沼市上西側、上東側根(次の図のとおり)	気仙沼市上西側、上東側根(次の図のとおり)	気仙沼市上西側、上東側根(次の図のとおり)	気仙沼市上西側、上東側根(次の図のとおり)	気仙沼市上西側、上東側根(次の図のとおり)	気仙沼市上西側、上東側根(次の図のとおり)	気仙沼市上西側、上東側根(次の図のとおり)	本吉郡南三陸町歌津字天王山(次の図のとおり)	本吉郡南三陸町歌津字皿貝(次の図のとおり)	本吉郡南三陸町歌津字寄木(次の図のとおり)	本吉郡南三陸町歌津字寄木(次の図のとおり)	本吉郡南三陸町歌津田の浦(次の図のとおり)

角沢	大向	磯草の2	磯草	横沼	明戸沢	鮎立沢2	白浜沢	館沢	菅の沢	4 二十一浜沢	3 二十一浜沢	2 二十一浜沢	長窪沢	柳沢	二十一浜沢	午王野沢	2 午王野沢の	葡萄東沢	長浜沢	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	
気仙沼市本吉町二十一浜(次の図のとおり)	気仙沼市大向(次の図のとおり)	気仙沼市磯草(次の図のとおり)	気仙沼市磯草(次の図のとおり)	気仙沼市横沼(次の図のとおり)	気仙沼市唐桑町宿浦(次の図のとおり)	気仙沼市唐桑町鮎立、唐桑町宿浦(次の図のとおり)	気仙沼市唐桑町只越(次の図のとおり)	気仙沼市唐桑町館(次の図のとおり)	気仙沼市菅の沢、本吉町二十一浜(次の図のとおり)	気仙沼市本吉町二十一浜(次の図のとおり)	気仙沼市本吉町二十一浜(次の図のとおり)	気仙沼市本吉町二十一浜(次の図のとおり)	気仙沼市本吉町外尾、本吉町長窪、本吉町菅の沢、本吉町二十一浜(次の図のとおり)	気仙沼市本吉町柳沢(次の図のとおり)	気仙沼市本吉町二十一浜(次の図のとおり)	気仙沼市本吉町午王野沢(次の図のとおり)	気仙沼市本吉町午王野沢(次の図のとおり)	気仙沼市本吉町午王野沢(次の図のとおり)	気仙沼市本吉町葡萄東沢(次の図のとおり)	気仙沼市磯草(次の図のとおり)

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において

妻沢	急傾斜地の崩壊	気仙沼市本吉町二十一浜（次の図のとおり）
竹の沢	急傾斜地の崩壊	気仙沼市本吉町菅の沢、本吉町二十一浜（次の図のとおり）
上川原	急傾斜地の崩壊	気仙沼市唐桑町大畑、唐桑町唯越（次の図のとおり）
唯越	急傾斜地の崩壊	気仙沼市唐桑町大畑、唐桑町唯越（次の図のとおり）
大畑	急傾斜地の崩壊	気仙沼市唐桑町大畑、唐桑町只越（次の図のとおり）
三ノ浜	急傾斜地の崩壊	気仙沼市三ノ浜（次の図のとおり）
浦ノ浜	急傾斜地の崩壊	気仙沼市田尻（次の図のとおり）
柳沢の1	急傾斜地の崩壊	気仙沼市本吉町柳沢（次の図のとおり）
柳沢の2	急傾斜地の崩壊	気仙沼市本吉町二十一浜（次の図のとおり）
館	急傾斜地の崩壊	気仙沼市唐桑町館（次の図のとおり）
岩井沢	急傾斜地の崩壊	気仙沼市唐桑町岩井沢（次の図のとおり）
只越の2	急傾斜地の崩壊	気仙沼市唐桑町大畑（次の図のとおり）
只越の3	急傾斜地の崩壊	気仙沼市唐桑町大畑（次の図のとおり）
只越の4	急傾斜地の崩壊	気仙沼市唐桑町上川原、唐桑町唯越（次の図のとおり）
只越の6	急傾斜地の崩壊	気仙沼市唐桑町堂角（次の図のとおり）
北古館	急傾斜地の崩壊	気仙沼市唐桑町宿浦（次の図のとおり）
田中の2	急傾斜地の崩壊	気仙沼市田中（次の図のとおり）
亀山の1	急傾斜地の崩壊	気仙沼市亀山（次の図のとおり）
亀山の2	急傾斜地の崩壊	気仙沼市亀山（次の図のとおり）

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	縦覧場所
折立沢1	土石流	仙台市青葉区折立六丁目（次の図のとおり）	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県仙台土木事務所
折立沢2	土石流	仙台市青葉区折立六丁目（次の図のとおり）	
栗生沢1	土石流	仙台市青葉区西花苑二丁目（次の図のとおり）	
道上沢	土石流	仙台市青葉区上愛子道上（次の図のとおり）	
湯向沢	土石流	仙台市太白区秋保町湯向（次の図のとおり）	
本郷沢	土石流	仙台市太白区生出本郷（次の図のとおり）	
国見の3	急傾斜地の崩壊	仙台市青葉区国見字一丁目（次の図のとおり）	
弥生町	急傾斜地の崩壊	仙台市太白区弥生町（次の図のとおり）	
千代田町の1	急傾斜地の崩壊	仙台市青葉区千代田町字二丁目（次の図のとおり）	
荒巻	急傾斜地の崩壊	仙台市青葉区荒巻字山中（次の図のとおり）	
青葉町	急傾斜地の崩壊	仙台市青葉区青葉町（次の図のとおり）	
仁田谷地	急傾斜地の崩壊	仙台市青葉区荒巻字仁田谷地（次の図のとおり）	
湯元新田	地すべり	仙台市太白区秋保町湯元（次の図のとおり）	
坪沼	地すべり	仙台市太白区坪沼（次の図のとおり）	

て縦覧に供する。  
 ○宮城県告示第三百五十八号  
 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）  
 第七条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。  
 平成三十年三月三十日  
 宮城県知事 村井嘉浩

大年寺山	地すべり	仙台市太白区越路、茂ヶ崎、二ツ沢、長嶺(次の図のとおり)
折立	地すべり	仙台市太白区茂庭(次の図のとおり)
青葉山	地すべり	仙台市青葉区荒巻(次の図のとおり)
放山	地すべり	仙台市青葉区荒巻文珠(次の図のとおり)
八幡	地すべり	仙台市青葉区八幡六丁目(次の図のとおり)
山上清水	地すべり	仙台市青葉区八幡六丁目(次の図のとおり)
三居沢	地すべり	仙台市青葉区三居沢(次の図のとおり)
東台屋敷沢	土石流	仙台市宮城野区台屋敷(次の図のとおり)
元石沢	土石流	仙台市泉区福岡字小山(次の図のとおり)
南光台の3	急傾斜地の崩壊	仙台市泉区南光台字二丁目(次の図のとおり)
長岫	急傾斜地の崩壊	仙台市泉区松森字長岫(次の図のとおり)
東黒松の2	急傾斜地の崩壊	仙台市泉区本八乙女字堤(次の図のとおり)
上北沢	土石流	名取市愛島笠島上北沢(次の図のとおり)
中南沢	土石流	名取市愛島笠島字中南沢(次の図のとおり)
金剛寺	急傾斜地の崩壊	名取市高館川上字東金剛寺(次の図のとおり)
那智ヶ丘一丁目	急傾斜地の崩壊	名取市那智ヶ丘一丁目(次の図のとおり)
鮎川浜沢	土石流	石巻市鮎川浜字湊川(次の図のとおり)
新山沢2号	土石流	石巻市新山浜字不動沢(次の図のとおり)
新山沢3号	土石流	石巻市田代浜字仁斗田(次の図のとおり)
鶏沢	土石流	石巻市寄磯浜字前浜(次の図のとおり)
小屋取1号	土石流	石巻市寄磯浜字前浜(次の図のとおり)

宮城県土木部防災砂防課及び  
宮城県東部土木事務所

東森西沢	土石流	石巻市寄磯浜字前浜(次の図のとおり)
前網沢	土石流	石巻市前網浜字前網(次の図のとおり)
熊沢2号	土石流	石巻市雄勝町熊沢字熊沢(次の図のとおり)
小弁蔵沢	土石流	石巻市針岡字小弁蔵(次の図のとおり)
加茂川1号	土石流	石巻市福地字畠中(次の図のとおり)
梅の木沢	土石流	石巻市三輪田字梅木(次の図のとおり)
久根沢2	土石流	石巻市三輪田字仲里(次の図のとおり)
久保沢	土石流	石巻市北境字久保(次の図のとおり)
浦宿沢	土石流	牡鹿郡女川町浦宿浜字門前(次の図のとおり)
姥ヶ沢	土石流	大崎市松山金谷字北橋(次の図のとおり)
松山の沢1	土石流	大崎市松山千石字松山(次の図のとおり)
三居沢	土石流	大崎市松山千石字松山(次の図のとおり)
貝貫沢	土石流	本吉郡南三陸町戸倉字街道方(次の図のとおり)
大畑沢	土石流	本吉郡南三陸町戸倉字大畑(次の図のとおり)
上沢前沢3	土石流	本吉郡南三陸町戸倉字上沢前(次の図のとおり)
葡萄沢1	土石流	気仙沼市亀山(次の図のとおり)
葡萄沢2	土石流	気仙沼市亀山(次の図のとおり)
只越沢	土石流	気仙沼市唐桑町境(次の図のとおり)
館沢2	土石流	気仙沼市唐桑町館(次の図のとおり)
鮎立沢	土石流	気仙沼市唐桑町鮎立、唐桑町上鮎立(次の図のとおり)

宮城県土木部防災砂防課及び  
宮城県気仙沼土木事務所

宮城県土木部防災砂防課及び  
宮城県北部土木事務所



〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第三百五十九号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、昭和三十九年宮城県告示第四百七号で指定した宮城県仙台台湾沿岸萩浜港海岸有田浜地区海岸の海岸保全区域を、次のとおり変更する。

平成三十年三月三十日

一 指定する海岸の名称  
宮城県仙台湾沿岸萩浜港海岸有田浜地区海岸  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 指定する区域

1 区域の表示

基点一から基点七まで順次結んだ線、基点七と補助点二を結んだ線、補助点二と補助点一を結んだ線及び補助点一と基点一を結んだ線により囲まれた区域。ただし、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）の規定により指定された保安林を除く。

2 縦覧場所  
基点八から基点十三まで順次結んだ線及び基点十三と基点八を結んだ線により囲まれた区域  
基準点、基点及び補助点の表示

基準点一 石巻市萩浜字有田浜地内在来石積護岸東端（北緯三八度二二分一八秒、東経一四一度二七分六秒）

基準点二 石巻市萩浜字小浜山の三級基準点H二五三二二（北緯三八度二二分三四秒二五、東経一四一度二七分一六秒七三）

基点一 基準点一から五度三〇分〇秒二〇〇・〇〇メートルの地点

基点二 基点一から三度〇分〇秒六六・〇〇メートルの地点

基点三 基点二から一五六度〇分〇秒一三六・〇〇メートルの地点

基点四 基点三から一七五度〇分〇秒五四・〇〇メートルの地点

基点五 基点四から一〇八度五八分三〇秒五五・〇〇メートルの地点

基点六 基点五から一六〇度〇分〇秒二五・〇〇メートルの地点

基点七 基点六から二三二度三〇分〇秒三四・〇〇メートルの地点

基点八 基準点二から一六〇度九分二六秒一二五・六〇メートルの地点

基点九 基点八から一〇八度五八分三〇秒九四・八五メートルの地点

基点十 基点九から一四六度三分一三秒四六・五八メートルの地点

基点十一 基点十から二三六度三分五秒二二・〇〇メートルの地点

基点十二 基点十一から三二六度三分一四秒三九・四八メートルの地点

基点十三 基点十二から二八八度五八分三一秒八七・四八メートルの地点

補助点一 基点一から二〇八度三〇分〇秒一五六・〇〇メートルの地点

補助点二 基点七から二二七度三〇分〇秒一二四・〇〇メートルの地点

○宮城県告示第三百六十号

柴田町から仙南広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙南広域都市計画下水道

2 名称 柴田町流域関連公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第三百六十一号

山元町から山元都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 山元都市計画下水道

2 名称 山元町特定環境保全公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第三百六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成三十年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

白石市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙南広域都市計画下水道事業

2 名称

白石市流域関連公共下水道

三 事業施行期間

「昭和五十一年一月十三日から平成三十年三月三十一日まで」を「昭和五十一年一月十三日から平成三十八年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第三百六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成三十年三月三十日

一 施行者の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名取市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画下水道事業

2 名称

名取市流域関連公共下水道

三 事業施行期間

「昭和五十一年一月十六日から平成三十年三月三十一日まで」を「昭和五十一年一月十六日から

平成三十八年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第三百六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成三十年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

角田市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙南広域都市計画下水道事業

2 名称

角田市流域関連公共下水道

三 事業施行期間

「昭和五十三年三月十四日から平成三十年三月三十一日まで」を「昭和五十三年三月十四日から平成三十八年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

なし

2 使用の部分

昭和五十三年三月宮城県告示第二百二十五号、昭和六十年三月宮城県告示第三百五十一号、平成二年四月宮城県告示第五百二十一号、平成六年四月宮城県告示第四百三十三号、平成八年四月宮城県告示第四百六十三号、平成九年三月宮城県告示第四百五十二号、平成十一年十月宮城県告示第一千九百九十八号、平成十二年九月宮城県告示第九百四十一号、平成十六年三月宮城県告示第四百十八号、平成二十二年五月宮城県告示第五百四十七号の事業地に、角田市横倉字古長岡、横倉字

福室、横倉字新田、横倉字戸地掛、角田字町田、角田字野田前、角田字牛館、横倉字今谷、角田字町田、角田字野田前、梶賀字東、佐倉字西中前、佐倉字中前、佐倉字八枚田、佐倉字萱場、佐倉字萱場下、江尻字江西、江尻字元宿、江尻字館下、角田字野田の一部の区域を加える。

○宮城県告示第三百六十五号  
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。  
 平成三十年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称  
 多賀城市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画下水道事業

2 名称

多賀城市流域関連公共下水道

三 事業施行期間

「昭和四十八年三月三十日から平成三十年三月三十一日まで」を「昭和四十八年三月三十日から平成三十三年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第三百六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。  
 平成三十年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

岩沼市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画下水道事業

2 名称

岩沼市流域関連公共下水道

三 事業施行期間

「昭和四十七年十二月二十七日から平成三十年三月三十一日まで」を「昭和四十七年十二月二十七日から平成三十八年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第三百六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。  
 平成三十年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

登米市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

登米都市計画下水道事業

2 名称

登米市公共下水道

三 事業施行期間

「平成十一年八月十七日から平成三十二年三月三十一日まで」を「平成十一年八月十七日から平成三十八年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

平成元年宮城県告示第百九号、平成三年宮城県告示第四百四十二号、平成四年宮城県告示第七百十九号、平成五年宮城県告示第千三百十七号、平成八年宮城県告示第二百五十三号、平成九年

宮城県告示第三百四十号、平成十一年宮城県告示第九百三十五号、平成十二年宮城県告示第九百四十四号、平成十六年宮城県告示第六百六十七号、平成二十二年宮城県告示第九百八十九号及び平成二十七年宮城県告示第二千六百四十四号の事業地に、登米市南方町照井の一部を加える。

2 使用の部分

平成元年宮城県告示第九十九号、平成三年宮城県告示第四百四十二号、平成四年宮城県告示第七百十九号、平成五年宮城県告示第三百十七号、平成八年宮城県告示第二百五十三号、平成九年宮城県告示第三百四十号、平成十一年宮城県告示第九百三十五号、平成十二年宮城県告示第九百四十四号、平成十六年宮城県告示第六百六十七号、平成二十二年宮城県告示第九百八十九号及び平成二十七年宮城県告示第二千六百四十四号の事業地に、登米市中田町上沼字館の一部を加える。

同事業地から、登米市追町森字赤沼、森字平柳の一部を削る。

同事業地から、登米市登米町日野渡薬師崎、日野渡布目、日野渡軍場の一部を削る。

同事業地から、登米市中田町浅水字東川面、浅水字上川面、浅水字中川面、上沼字新田、上沼字大柳、上沼字館、上沼字北桜場、上沼字谷地前、上沼字堀米、上沼字要害、宝江黒沼字大海崎、宝江黒沼字十文字、宝江黒沼字桶下、石森字蟹甲、石森字蓬田、石森字西細谷、石森字北駒牽、宝江新井田字弥平構、宝江新井田字下道、宝江新井田字下道前、宝江新井田字並柳、宝江新井田字並柳前、宝江新井田字上待井、宝江新井田字要害の一部を削る。

○宮城県告示第三百六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成三十年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

栗原市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

栗原都市計画下水道事業

2 名称

栗原市流域関連公共下水道及び栗原市流域関連特定環境保全公共下水道

三 事業施行期間

「平成四年二月十二日から平成三十二年三月三十一日まで」を「平成四年二月十二日から平成三十八年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第三百六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成三十年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

富谷市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画下水道事業

2 名称

富谷市流域関連公共下水道

三 事業施行期間

「平成元年六月二十七日から平成三十年三月三十一日まで」を「平成元年六月二十七日から平成三十八年三月三十一日まで」に変更する。

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第三百七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成三十年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

大河原町

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙南広域都市計画下水道事業

2 名称

大河原町流域関連公共下水道

三 事業施行期間

「昭和五十二年二月一日から平成三十年三月三十一日まで」を「昭和五十二年二月一日から平成三十八年三月三十一日まで」に変更する。

1 取用の部分

なし

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第三百七十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成三十年三月三十日

一 施行者の名称

柴田町

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙南広域都市計画下水道事業

2 名称

柴田町流域関連公共下水道

三 事業施行期間

「昭和五十年三月二十九日から平成三十年三月三十一日まで」を「昭和五十年三月二十九日から平成三十五年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 取用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第三百七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成三十年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

山元町

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

山元都市計画下水道事業

2 名称

山元町特定環境保全公共下水道

三 事業施行期間

「平成二年一月三十日から平成三十年三月三十一日まで」を「平成二年一月三十日から平成三十五年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 取用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第三百七十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成三十年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

利府町

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画下水道事業

- 2 名称  
利府町流域関連公共下水道
- 三 事業施行期間

「昭和五十年二月二十一日から平成三十年三月三十一日まで」を「昭和五十年二月二十一日から平成三十八年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

- 1 収用の部分  
変更なし
- 2 使用の部分

平成十一年九月宮城県告示第一千百四号の事業地のうち、利府町赤沼字浜田の一部を廃止する。

○宮城県告示第三百七十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成三十年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

大郷町

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

大郷都市計画下水道事業

2 名称

大郷町流域関連特定環境保全公共下水道

三 事業施行期間

「平成二十九年三月二十一日から平成三十年三月三十一日まで」を「平成二十九年三月二十一日から平成三十八年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

- 1 収用の部分  
変更なし
- 2 使用の部分  
変更なし

○宮城県告示第三百七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成三十年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

美里町

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

大崎広域都市計画下水道事業

2 名称

美里町流域関連公共下水道

三 事業施行期間

「平成二年一月七日から平成三十年三月三十一日まで」を「平成二年一月七日から平成三十五年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分  
変更なし

2 使用の部分  
変更なし

○宮城県告示第三百七十六号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

平成三十年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

免許取消年月日	氏名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	免許取消しの理由
平成三十年三月二十一日	笠原 仰二	二級建築士	第百四十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成三十年三月二十一日	國分 文雄	二級建築士	第百四十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成三十年三月二十一日	森 健	二級建築士	第百六十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

平成三十年三月二十 二日	芳賀 二郎	二級建築士	第七号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成三十年三月二十 二日	後藤 力	二級建築士	第九号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成三十年三月二十 二日	小原 正吉	二級建築士	第五号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成三十年三月二十 二日	高橋 信一	二級建築士	第八千八百七十一 号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成三十年三月二十 二日	稲葉 隆作	二級建築士	第六千六百十四号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成三十年三月二十 二日	小西 昌司	二級建築士	第五千五百十六号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成三十年三月二十 二日	安藤 貞吾	二級建築士	第五千五百八号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成三十年三月二十 二日	小野寺 政 夫	二級建築士	第四千四百三十五 号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成三十年三月二十 二日	遠藤 良吉	二級建築士	第三千三百九十八 号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成三十年三月二十 二日	小岩 春	二級建築士	第二千二十九号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成三十年三月二十 二日	村上 一弘	二級建築士	第九百六十一号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成三十年三月二十 二日	谷津 良平	二級建築士	第八百七十号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成三十年三月二十 二日	赤間 照男	二級建築士	第八百五十一号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成三十年三月二十 二日	栗林 治夫	二級建築士	第八百四十三号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成三十年三月二十 二日	菊地 庸	二級建築士	第八百三十五号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成三十年三月二十 二日	山家 理七	二級建築士	第六百六十八号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成三十年三月二十 二日	庄子 俊一	二級建築士	第六百二十四号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成三十年三月二十 二日	相馬 範二	二級建築士	第五百六十七号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成三十年三月二十 二日	高取 芳男	二級建築士	第四百三十七号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成三十年三月二十 二日	内田 安生	二級建築士	第二百八十二号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため

平成三十年三月二十 二日	和泉 芳郎	二級建築士	第七号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成三十年三月二十 二日	阿部 寅夫	二級建築士	第六号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成三十年三月二十 二日	佐々木 昇	二級建築士	第四号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成三十年三月二十 二日	後藤 正喜	二級建築士	第六千七百六十 四号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成三十年三月二十 二日	大友 清之 助	二級建築士	第五千七百二十 号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成三十年三月二十 二日	播磨 正己	二級建築士	第五千五百十五 号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成三十年三月二十 二日	菅原 巖	二級建築士	第五千二百七十 号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成三十年三月二十 二日	渡辺 藤雄	二級建築士	第四千六百三十 六号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成三十年三月二十 二日	佐藤 良郎	二級建築士	第四千百十号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成三十年三月二十 二日	武山 正勝	二級建築士	第三千九百五十 一号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成三十年三月二十 二日	岡田 繁	二級建築士	第三千五百九十 四号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成三十年三月二十 二日	三浦 捷治	二級建築士	第三千四百八十 一号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成三十年三月二十 二日	加茂 忠夫	二級建築士	第三千三百三十 号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成三十年三月二十 二日	赤間 晴夫	二級建築士	第三千二百五十 一号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成三十年三月二十 二日	佐藤 武治	二級建築士	第三千九十三 号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成三十年三月二十 二日	小山田 七 郎	二級建築士	第三千六百十四 号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成三十年三月二十 二日	及川 静夫	二級建築士	第二千九百七十 七号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成三十年三月二十 二日	沼田 忠雄	二級建築士	第二千九百二十 二号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成三十年三月二十 二日	利 戸田 隆	二級建築士	第八号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成三十年三月二十 二日	安彦 静夫	二級建築士	第二千五百八十 号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため

○宮城県告示第三百七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、登米市東和町土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成三十年三月三十日

宮城県東部地方振興事務所

所長 加藤 慶太

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
平成三十年三月十一日	佐藤 忠良	登米市東和町錦織字石倉六十番地	理事
平成三十年三月十一日	小野寺 幹男	登米市東和町米川字西綱木二百七十番地	理事
平成三十年三月十一日	松野 秀郎	登米市東和町錦織字小童子九十四番地二十三	理事
平成三十年三月十一日	千葉 正紀	登米市東和町米川字町下三十四番地十五	理事
平成三十年三月十一日	及川 光雄	登米市東和町米川字館ノ下四十二番地	理事
平成三十年三月十一日	阿部 芳代	登米市東和町米谷字相川十一番地	理事
平成三十年三月十一日	小出 信行	登米市東和町米谷字恩田九十二番地二	理事
平成三十年三月十一日	岩 渕 幸二	登米市東和町錦織字大木沢百十七番地	理事
平成三十年三月十一日	菅原 武雄	登米市東和町錦織字芝山二十八番地	理事
平成三十年三月十一日	猪股 直行	塩竈市清水沢四丁目二十一番三号	理事
平成三十年三月十一日	及川 文雄	登米市東和町米川字町五十三番地	監事
平成三十年三月十一日	猪股 孝之	登米市東和町錦織字芝山七十七番地	監事

二 退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名

平成三十年三月十日	佐藤 忠良	登米市東和町錦織字石倉六十番地	理事
平成三十年三月十日	小野寺 幹男	登米市東和町米川字西綱木二百七十番地	理事
平成三十年三月十日	松野 秀郎	登米市東和町錦織字小童子九十四番地二十三	理事
平成三十年三月十日	千葉 正紀	登米市東和町米川字町下三十四番地十五	理事
平成三十年三月十日	及川 光雄	登米市東和町米川字館ノ下四十二番地	理事
平成三十年三月十日	阿部 芳代	登米市東和町米谷字相川十一番地	理事
平成三十年三月十日	小出 信行	登米市東和町米谷字恩田九十二番地二	理事
平成三十年三月十日	岩 渕 幸二	登米市東和町錦織字大木沢百十七番地	理事
平成三十年三月十日	菅原 武雄	登米市東和町錦織字芝山二十八番地	理事
平成三十年三月十日	佐藤 一郎	登米市東和町錦織字内ノ目百九十四番地二	理事
平成三十年三月十日	及川 文雄	登米市東和町米川字町五十三番地	監事
平成三十年三月十日	丸山 登	登米市東和町錦織字石倉四番地	監事

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

平成三十年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県庁舎で使用する電気 年間九百五十二万五千ワット時

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 総務部管財課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 平成三十年二月十九日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 東北電力株式会社 仙台市青葉区本町一丁目七番一号



- 五 契約金額 四億八千三百八十五万四千四十二円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号該当

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成三十年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 県庁舎等清掃業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 総務部管財課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成三十年三月一日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 有限会社ビジネスサポート 仙台市青葉区上杉一丁目十六番四号センチュリー青葉ビル十階
- 五 落札金額 二億二千万円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成三十年一月十二日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

平成三十年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 平成三十年度宮城県保管ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分業務 安定器及び照明用コンデンサー二千八百二十八台 汚染物百三十七、七キログラム
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 環境生活部循環型社会推進課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 契約の相手方を決定した日 平成三十年三月二日
- 四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 中間貯蔵・環境安全事業株式会社北海道PC B処理事業所 北海道室蘭市仲町十四番地七
- 五 契約金額 二億二千二十五万九千九百八十一円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政

令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号該当

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。  
平成三十年三月三十日

平成三十年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称 黒川郡大衡村大衡字大董八番十五、八番六
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称） 黒川郡大衡村大衡字五反田三番地 五反田住宅 二号棟二百一十一号 高橋 憲幸

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成三十年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る建設工事の名称 町道女川出島線出島架橋本体工事（平成二十九年年度県債道路受五六一一〇〇一号）
- 二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 宮城県出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成三十年三月二十三日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 JFE・橋本店・東日本コンクリート建設工事共同企業体 代表者 JFEエンジニアリング株式会社東北支店 仙台市青葉区中央一丁目六番三十五号
- 五 落札金額 六十五億四千万円（消費税及び地方消費税を除く）
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十九年九月十九日

### 企業局

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成三十年三月三十日

宮城県公営企業管理者 遠 藤 信 哉

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 水道用ポリ塩化アルミニウム(単価契約)
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 企業局公営事業課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成三十年三月十九日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 第一物産株式会社仙台支店 仙台市若林区鶴代町二番六十一号
- 五 落札金額 一万六千六百円(一トン当たり)
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成三十年二月二日

### 監 査 委 員

#### ○宮城県監査委員告示第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により平成30年1月から3月までに実施した一般会計及び特別会計に係る定期監査等の結果は次のとおりです。

平成30年3月30日

宮城県監査委員	齋 藤 正 美
宮城県監査委員	す じ ゅ う 哲
宮城県監査委員	石 森 建 二
宮城県監査委員	成 田 由 加 里

#### 1 監査実施機関及び監査実施日

##### 監査実施機関

##### ○総務部

##### 地方機関

##### 公文書館

仙台中央県税事務所(選挙管理委員会仙台中央地方支局を含む。)

仙台北県税事務所(選挙管理委員会仙台北地方支局を含む。)

気仙沼県税事務所(選挙管理委員会気仙沼地方支局を含む。)

##### ○環境生活部

##### 地方機関

環境放射線監視センター

##### ○保健福祉部

##### 地方機関

北部保健福祉事務所栗原地域事務所

気仙沼保健福祉事務所

北部児童相談所

東部児童相談所

女性相談センター

リハビリテーション支援センター

精神保健福祉センター

##### ○経済商工観光部

##### 地方機関

大阪事務所

仙台地方振興事務所

東部地方振興事務所

気仙沼地方振興事務所

白石高等技術専門学校

仙台高等技術専門学校

松島公園管理事務所

##### ○農林水産部

##### 地方機関

仙台家畜保健衛生所

##### ○土木部

##### 地方機関

大河原土木事務所

仙台北土木事務所

東部土木事務所

気仙沼土木事務所

仙台地方ダム総合管理事務所

##### ○教育庁

##### 地方機関

大河原教育事務所

図書館

2月1日

1月11日

3月5日

3月2日

1月17日

3月12日

3月12日

3月12日

2月8日

2月2日

1月25日

1月11日

2月14日

1月15日

3月14日

3月12日

1月10日

1月30日

1月18日

1月23日

2月9日

1月10日

1月31日

美術館	3月12日	気仙沼支援学校	1月12日
多賀城跡調査研究所	3月14日	支援学校小牛田高等学園	2月9日
東北歴史博物館	3月14日	小松島支援学校	2月2日
仙台第三高等学校	2月20日	○警察本部	
白石高等学校	3月9日	地方機関	
石巻高等学校	3月12日	仙台中央警察署	1月26日
古川高等学校	2月9日	仙台南警察署	1月22日
築館高等学校	3月9日	仙台北警察署	1月22日
宮城第一高等学校	1月22日	2 監査結果	
仙台三桜高等学校	2月21日	平成28年度の財務に関する事務の執行の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、特に意を用いて行いました。	
名取高等学校	1月31日	その結果、公表すべき指摘事項は次のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。	
涌谷高等学校	2月9日	なお、宮城県警察本部の監査については、犯罪捜査報償費の執行状況調査を実施しました。	
多賀城高等学校	3月2日	(1) 公文書館	
泉松陵高等学校	2月20日	報酬において、支給額の誤りが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。	
泉館山高等学校	1月25日	(内容)	
宮城広瀬高等学校	3月12日	・件数 1件	
仙台東高等学校	2月21日	・正支給額 121,179円	
宮城野高等学校	1月25日	・誤支給額 12,179円	
蔵王高等学校	2月14日	・追給額 109,000円	
登米総合産業高等学校	3月14日	(2) 仙台中央県税事務所	
東松島高等学校	1月25日	県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。	
農業高等学校	2月5日	(内容)	
伊具高等学校	2月14日	・平成28年度収入未済額	
亘理高等学校	2月5日	現年度分 860,900,853円	
小牛田農林高等学校	2月28日	過年度分 1,023,590,663円	
本吉響高等学校	1月24日	合 計 1,884,491,516円	
水産高等学校	2月23日	・平成27年度収入未済額	
工業高等学校	3月8日	現年度分 941,910,857円	
石巻工業高等学校	1月18日		
第二工業高等学校	1月19日		
山元支援学校	2月14日		

過年度分 1,175,622,329円  
 合 計 2,117,533,186円

(3) 仙台北県税事務所

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・平成28年度収入未済額

現年度分 125,107,412円  
 過年度分 145,485,744円  
 合 計 270,593,156円

・平成27年度収入未済額

現年度分 149,641,506円  
 過年度分 163,979,491円  
 合 計 313,620,997円

(4) 気仙沼県税事務所

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・平成28年度収入未済額

現年度分 34,712,226円  
 過年度分 99,762,556円  
 合 計 134,474,782円

・平成27年度収入未済額

現年度分 43,238,492円  
 過年度分 105,892,864円  
 合 計 149,131,356円

(5) 北部保健福祉事務所栗原地域事務所

事務事業の執行管理において、不適切な取扱いが認められたので、再発防止に向けて速やかに事務の改善を講じられたい。

(内容)

許可事務において、申請書の放置等による許可書の交付遅延及び公印の無断押印がなされた

もの。

・件数 8件  
 ・交付遅延 6件  
 ・公印の無断押印 2件

(6) 気仙沼保健福祉事務所

賃金、報償費、旅費及び需用費において、支給額の誤り及び支払遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

○賃金について、支給額の誤りがあったもの。

・件数 2件  
 ・正支給額 211,435円  
 ・誤支給額 226,887円  
 ・過支給額 15,452円  
 ・返納決議額 15,572円

○報償費及び旅費について、60日以上支払遅延があったもの。

・件数 3件  
 ・金額 11,140円

○旅費について、3か月以上の支払遅延があったもの。

・件数 19件  
 ・金額 1,337,056円

○需用費(ガス料金)について、支払遅延による運収加算金が発生したのもの。

・件数 2件  
 ・運収加算金 3,386円

(7) 古川高等学校

旅費において、職員に対する指導監督が適切に行われておらず、3か月以上の支払遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

・件数 271件  
 ・金額 838,263円

(8) 泉館山高等学校

報酬、賃金、報償費及び旅費において、支払遅延及び支給額の誤りが認められたので、今後再

発しないように対策を講じられたい。

(内容)

○報酬について、支払遅延があったもの。

- ・件数 4件
- ・金額 333,600円

○賞金について、支給額の誤りがあったもの。

- ・件数 1件
- ・正支給額 110,003円
- ・誤支給額 113,803円
- ・過支給額 3,800円

○報償費及び旅費について、支給額の誤りがあったもの。

- ・件数 2件
- ・正支給額 69,324円
- ・誤支給額 61,216円
- ・追給額 8,108円

○宮城県監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した財政的援助団体等の監査の結果は次のとおりです。

平成30年3月30日

- |         |       |
|---------|-------|
| 宮城県監査委員 | 齋藤正美  |
| 宮城県監査委員 | すどう哲  |
| 宮城県監査委員 | 石森建二  |
| 宮城県監査委員 | 成田由加里 |

1 監査実施団体及び監査実施年月日並びに事業概要等  
下記2のとおり。

2 監査結果

平成28年度の出納その他の事務の執行について実施しました。その結果、公表すべき指摘事項があった場合には、「監査の結果等」の欄に記載しました。また、その他の軽易な事項については各団体に注意をしました。

団体名	実施年月日	監査の結果等
-----	-------	--------

仙台臨海鉄道株式会社

30. 1. 17

- 1 団体の事業概要  
仙台港及びその背後の工業地帯と全国鉄道網を結ぶ貨物鉄道事業を主な事業として行っている。
- 2 県の財政的援助等の内容  
〔出資金〕  
240,000,000円（出資割合33.3%）  
〔補助金〕  
仙台臨海鉄道施設整備支援事業費補助金 13,000,000円  
〔負担金〕  
仙台塩釜港（仙台港区）臨港道路ふ頭5号線踏切切部歩道拡幅工事委託負担金 17,496,000円
- 3 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。

公益財団法人  
宮城県文化振興財団

29. 11. 9

- 1 団体の事業概要  
文化活動の一層の活性化を図るため、文化芸術活動の振興及び支援等を行うほか、宮城県民会館の指定管理業務を行っている。
- 2 県の財政的援助等の内容  
〔出資金〕  
1,155,000,000円（出資割合99.7%）  
〔補助金〕  
宮城県文化芸術の力による心の復興支援助成金 3,368,000円  
〔公の施設の管理〕  
宮城県民会館 144,267,000円  
（宮城県民会館管理運営共同企業体の一員）
- 3 監査の結果  
県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。

公益財団法人  
慶長遣欧使節船協会

29. 11. 6

- 1 団体の事業概要  
地域の振興と青少年の健全育成を図るため、大航海時代の歴史的実績及び船舶・海洋に関する学習・体験の場の提供事業等を行うほか、宮城県慶長使節船ミュージアムの指定管理業務を行っている。
- 2 県の財政的援助等の内容  
〔出資金〕  
500,000,000円（出資割合50.0%）

<p>〔公の施設の管理〕 宮城県慶長使節船ミュージアム 133,831,000円</p> <p>3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>	<p>に移植に関する研究・条件整備に対する助成事業等を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 200,000,000円 (出資割合39.6%)</p> <p>3 監査の結果 (1) 財務諸表において、計数、勘定科目が著しく不適正なものが認められたので、改善を図る必要がある。 (2) 財務諸表において、記載漏れ等の不備が認められたので、引き続き改善を図る必要がある。 (3) 会計帳簿等において、極めて不適切・不明瞭な整備状況が認められたので、改善を図る必要がある。</p>
<p>30. 1. 31 地方独立行政法人 宮城県立こども病院</p> <p>1 団体の事業概要 「宮城県小児総合医療整備基本計画」に基づき、妊娠、出生から思春期、成人に至る子どもの全ての成長過程において、高度で専門的な医療の提供を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 1,455,166,843円 (出資割合100.0%) 〔補助金〕 周産期母子医療センター運営事業補助金等 35,183,000円 〔負担金〕 運営費負担金 2,416,569,000円 〔貸付金〕 長期貸付金に係る平成28年度末残高 81,774,913,377円</p> <p>3 監査の結果 (1) 期末において、欠損金が認められたので、運営改善を図る必要がある。 (2) 当期純利益が3期連続でマイナスとなっていたので、運営改善を図る必要がある。</p>	<p>30. 1. 16 株式会社 テラノゾラザみやぎ</p> <p>1 団体の事業概要 産業振興を図るため、「21世紀テラザ研究センター」の運営としており、地域企業の研究開発・技術開発を支援するため、研究室の貸与事業等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 1,000,000,000円 (出資割合28.1%) 3 監査の結果 期末において、欠損金が認められたので、引き続き経営改善を図る必要がある。</p>
<p>29. 11. 14 一般社団法人 東北地域医療支援機構</p> <p>1 団体の事業概要 東北医科大学における資金循環型の修学資金制度への助成を通じて、学生を経済的に支援することにより、地域医療を支える医師を育成する事業を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 3,000,000,000円 (出資割合97.6%) 〔負担金〕 基本会費負担金 120,000円</p> <p>3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>	<p>29. 12. 20 公益社団法人 みやぎ農業振興公社</p> <p>1 団体の事業概要 地域農業の振興を図るため、農地保有合理化、農畜産業の基盤整備及び生産支援、優良種子・種苗の生産・供給、担い手育成・確保等の事業を行うほか、宮城県岩出山牧場の指定管理業務を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 1,722,600,000円 (出資割合61.0%) 〔補助金〕 農地集積・集約化対策事業費補助金等 260,276,566円 〔交付金〕 元気のであるみやぎの担い手育成・確保推進交付金 11,863,000円</p> <p>〔貸付金〕 長期貸付金に係る平成28年度末残高 209,993,636円 〔損失補償〕 損失補償契約に係る平成28年度末借入金残高</p>
<p>30. 1. 30 公益財団法人 宮城県腎臓協会</p> <p>1 団体の事業概要 人工透析及び腎移植に関する知識の普及啓蒙事業並び</p>	

<p>公益財団法人 翠生農学振興会</p>	<p>30. 1. 16</p>	<p>1 団体の事業概要 農林水産業及び食産業の育成発展を図るため、農学に関する研究成果や農学情報の提供、農学研究者等に対する助成事業等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 35,000,000円 (出資割合35.0%) 〔補助金〕 みやぎ農産物直売所学校開業事業費補助金 340,000円 3 監査の結果 (1) 定款で定める事務局長が不在であり、会計処理規程で定める会計処理が規定内容に従っていないことから、改善を図る必要がある。 (2) 助成金の交付決定において、明確な決裁が行われていないことが認められたので、改善を図る必要がある。 (3) 下記「3 監査意見」のとおり、公益財団法人としてふさわしい事業活動の充実を図る必要がある。</p>	<p>78,948,800円</p> <p>〔公の施設の管理〕 宮城県岩出山牧場 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>
<p>公益財団法人 みやぎ林業活性化基金</p>	<p>30. 1. 15</p>	<p>1 団体の事業概要 森林の公益的機能の維持・増進を図るため、森林の適正な管理に関する啓発指導、就業条件改善対策事業及び林業労働力確保支援センターに関する事業等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 250,000,000円 (出資割合49.9%) 〔補助金〕 森林整備担い手対策基金事業補助金等 8,993,285円 3 監査の結果 一般正味財産増減額が3期連続でマイナスとなっていたので、引き続き運営改善を図る必要がある。</p>	<p>218,404,045円</p> <p>燃環境の保全を図るため、造林及び育林等に関する事業を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 100,000,000円 (出資割合86.9%) 〔補助金〕 森林育成事業補助金等 218,404,045円 〔貸付金〕 長期貸付金に係る平成28年度末残高 909,567,305円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>
<p>一般社団法人 宮城県林業公社</p>	<p>29. 11. 16</p>	<p>1 団体の事業概要 県土の保全、森林資源の造成、水資源のかん養及び自</p>	<p>宮城県道路公社</p> <p>30. 1. 23</p> <p>1 団体の事業概要 地方的な幹線道路の整備を促進し交通の円滑化を図るため、道路の新設、改良、維持、修繕の事業等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 9,765,000,000円 (出資割合100.0%) 〔負担金〕 地方公共団体関係団体共済組合負担金 3,896,733円 〔債務保証〕 債務保証契約に係る平成28年度末借入金残高 12,911,000,000円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>
<p>宮城県住宅供給公社</p>	<p>29. 12. 20</p>	<p>1 団体の事業概要 住民の生活の安定を図るため、居住環境の良好な集</p>	<p>塩釜港開発株式会社</p> <p>30. 1. 17</p> <p>1 団体の事業概要 塩釜市から旅客ターミナル「フリンゲート塩釜」の管理運営を受託している。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 334,000,000円 (出資割合28.3%) 3 監査の結果 期末において、欠損金が認められたので、引き続き経営改善を図る必要がある。</p>

<p>公益財団法人 宮城県体育協会</p> <p>30. 1. 15</p> <p>1 団体の事業概要 スポーツの振興や県民が生涯にわたってスポーツに親しめる環境を整備するため、競技力向上事業、生涯スポーツ事業等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 75,000,000円 (出資割合54.7%) 〔補助金〕 スポーツ選手強化対策費補助金等 234,182,931円 3 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>	<p>公益社団法人 宮城県トラック協会</p> <p>29. 10. 11</p> <p>1 団体の事業概要 貨物自動車運送事業の適正な運営及び公正な競争の確保により事業の健全な発展を促進するため、同事業に関する指導、調査及び研究をはじめとする各種事業を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔補助金〕 宮城県貨物運輸振興事業費補助金 516,200,000円 3 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>
<p>住宅の供給、宅地の分譲事業及び公営住宅の管理事業等を行うほか、改良県営住宅及び特定公共賃貸住宅の指定管理業務を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 20,500,000円 (出資割合93.8%) 〔負担金〕 地方公共団体関係団体共済組合県負担金 10,907,105円 〔貸付金〕 長期貸付金に係る平成28年度末残高 806,275,000円 〔公の施設の管理〕 改良県営住宅及び特定公共賃貸住宅 321,235,572円 3 監査の結果 立替金において、精算が遅延しているものが認められたので、改善を図る必要がある。</p>	<p>公益社団法人 宮城県精神保健福祉協会</p> <p>30. 1. 25</p> <p>1 団体の事業概要 精神保健福祉に関する知識の普及啓蒙、調査研究、技術援助及び東日本大震災の被災者、支援者の心のケアに関する事業等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔補助金〕 東日本大震災に係る宮城県被災者の心のケア支援事業費補助金等 293,159,889円 〔負担金〕 公益社団法人宮城県精神保健福祉協会年会費 5,000円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>
<p>公益財団法人 宮城県暴力団追放推進センター</p> <p>29. 11. 16</p> <p>1 団体の事業概要 暴力団追放意識の高揚と浸透を図るため、広報啓発事業及び相談事業等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 300,000,000円 (出資割合48.4%) 〔補助金〕 公益財団法人宮城県暴力団追放推進センター活動補助金 3,281,000円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべ</p>	<p>公益社団法人 宮城県国際経済振興協会</p> <p>30. 1. 31</p> <p>1 団体の事業概要 国際経済振興に係る環境整備を図り、本県の産業経済の発展に寄与するため、ソウル事務所、大連事務所の設置や国際経済に関する情報の収集・提供事業をはじめとする各種事業を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔補助金〕 宮城県国際経済振興事業補助金等 40,400,000円 〔負担金〕 海外経済交流支援事業負担金等 2,483,000円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべ</p>



<p>特定非営利活動法人 社の伝言板ゆるる</p>	<p>30. 1. 16</p>	<p>き指摘事項はなかった。</p>
<p>社会福祉法人 宮城県身体障害者福 祉協会</p>	<p>30. 1. 18</p>	<p>1 団体の事業概要 障害者福祉の増進を図るため、授産施設等の設置経営等を行っており、宮城県障害者福祉センター、宮城県障害者総合体育センターの指定管理業務を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔公の施設の管理〕 宮城県障害者福祉センター 46,963,000円 宮城県障害者総合体育センター 28,927,000円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>
<p>東洋緑化株式会社</p>	<p>29. 12. 19</p>	<p>1 団体の事業概要 造園及びこれに関連する工事等を行っており、宮城県総合運動公園（土木部が所管する緑地部分）の指定管理業務を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔公の施設の管理〕 宮城県総合運動公園（土木部が所管する緑地部分） 25,900,000円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>

<p>株式会社 アイ・ケー・エス</p>	<p>29. 12. 21</p>	<p>1 団体の事業概要 上・下水道施設の維持管理業務等を行っており、北上川下流域下水道、迫川流域下水道及び北上川下流域下水道の指定管理業務を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔公の施設の管理〕 北上川下流域下水道、迫川流域下水道及び北上川下流域下水道施設 1,136,813,059円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>
--------------------------	-------------------	---

3 監査意見  
地方自治法第199条第10項の規定に基づき、次のとおり監査意見を付す。

(1) 所管課 農林水産部農業振興課  
(2) 対象団体 公益財団法人 學生農学振興会  
(3) 意見  
当該団体については、平成26年度及び平成28年度の財政的援助団体等の監査において、宮城県の出資目的に沿った事業が行われているとは認められず、組織の在り方について抜本的な見直しを行う必要がある旨の監査意見を付している。しかしながら、依然として事業活動の充実が図られているとは認められず、実施体制及び収入確保策の改善も十分とは言えない状況が続いており、公益財団法人として疑問がある。  
以上のことから、これまで以上に具体的かつ実効性を伴う改善を実施し、公益財団法人としてふさわしい事業活動の充実を図る必要がある。

**収用委員会**

○宮城県収用委員会告示第6号  
土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。  
平成30年3月30日  
宮城県 収用委員会  
1 起業者の名称  
宮城県

2 事業の種類

二級河川相川沢川水系相川沢川改修工事 (左岸：宮城県石巻市北上町十三浜字相川地先河川敷地から同市北上町十三浜字相川地内まで) 及びこれに伴う市道付替工事

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等  
所在 宮城県石巻市北上町十三浜字相川

地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	使用しようとする土地の面積 (㎡)
	公簿	現況	公簿	実測		
67番 1	宅地	宅地	153.29	152.76	81.75	4.84

4 土地所有者の氏名及び住所

土地所有者不明

ただし、登記名義人 館山ひさよ 法定相続人 (別紙のとおり)

なお、館山ひさよの登記簿上の住所 本吉郡十三浜村字相川67番地

(注) 別紙については、当委員会事務局に備え置いて縦覧に供する。縦覧時間は、宮城県の執務時間を定める規則 (平成元年 4月 1日宮城県規則第45号) に規定する県の執務時間とする。

5 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類  
なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日  
平成30年 3月19日